



京都大学大学院経済学研究科
ディスカッションペーパーシリーズ

『のれんの会計処理に関する調査とその分析』 —作成者・利用者・監査人の回答の特徴と比較—

徳賀 芳弘	京都大学名誉教授
宮宇地俊岳	追手門学院大学准教授
山下 知晃	福井県立大学准教授
米山 正樹	東京大学教授
浅見 裕子	学習院大学教授

No. J-21-002

2021年7月

(本書の内容の無断転載を禁ずる)

〒606-8501

京都市左京区吉田本町
京都大学大学院経済学研究科

のれんの会計処理に関する調査とその分析

－作成者・利用者・監査人の回答の特徴と比較－¹

徳賀 芳弘² 宮宇地 俊岳³ 山下 知晃⁴ 米山 正樹⁵ 浅見 裕子⁶

第1章 はじめに

のれんを償却すべきか、非償却とすべきか（最近の国際的な議論に即していえば、のれんに償却を再導入すべきか否か）は、国際的な会計基準設定の場で長きにわたって議論が続けられている論点のひとつである⁷。現在、のれんについて減損処理のみを求めるアプローチ（impairment-only approach；本稿では「減損処理のみ」とする）に対しては、いわゆる「too

¹ 本調査は科学研究費助成事業（「買入のれんを巡る理論・制度上の国際的な論争の解決」、科学研究費基盤 B 研究課題番号：17H02581、研究代表者：徳賀芳弘）および日本会計研究学会スタディ・グループ（研究代表者：浅見（勝尾）裕子）の一環として行われた。ご多忙の中、本調査への回答にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げたい。まず、質問票の作成段階で企業会計基準委員会の小賀坂敦委員長（当時副委員長）、日本経済団体連合会の鈴木陽氏、および証券アナリスト協会の貝増眞理事より貴重なアドバイスを頂戴した。また、質問票調査の実施にあたっては、作成者および利用者への調査では、鈴木陽氏および貝増眞氏にご協力をいただいた。記して感謝申し上げる。さらに、監査人への調査では、日本公認会計士協会の手塚正彦会長および企画本部の永井穂様には、大手監査法人および準大手監査法人に本調査への協力を依頼して頂いた。質問票調査にご協力頂いた、有限責任監査法人トーマツ（国井泰成包括代表）、有限責任あずさ監査法人（高波博之理事長）、EY 新日本監査有限責任法人（片倉正美理事長）、PwC あらた有限責任監査法人（井野貴章代表執行役）、太陽有限責任監査法人（山田茂善総括代表社員）、PwC 京都監査法人（山田善隆パートナー）、東陽監査法人（佐山正則理事長）、仰星監査法人（南成人理事長）、三優監査法人（古藤智弘代表社員）、および、ひびき監査法人（道幸静児理事長）とご所属の公認会計士の皆様に心より感謝申し上げる。最後に、訪問面接調査にご協力いただいた匿名の回答者の皆様にも心から感謝を申し上げたい。

² 京都先端科学大学教授<

京都大学名誉教授、京都大学産官学連携本部特任教授、京都大学経営管理研究部客員教授、

³ 追手門学院大学経営学部准教授

⁴ 福井県立大学経済学部准教授

⁵ 東京大学経済学部教授

⁶ 学習院大学経済学部教授

⁷ のれんの非償却・減損処理のみが FASB や IASB において決定された後、のれんの償却が再び国際的な議論の俎上に正式に乗せられたのは、FASB で 2014 年、IASB では 2015 年であり、当時は償却再導入を支持する意見は少なかった。しかし、償却と対立している「減損処理のみ」アプローチの限界が認識されるようになり、償却するしかないという見解を支持するメンバーが出てくる。その後、償却支持メンバーが IASB や ASAF の中で増えていき、償却に賛成する見解と反対する見解が互いに譲らずに議論は続いている。

little, too late」問題⁸をはじめ、その限界（問題点）⁹が認識されるようになってきており、のれんを（規則的に）償却することを求める声¹⁰が少しずつ大きくなってきている（ASBJ, EFRAG and OCI, 2014；IASB, 2020；ASBJ staff and HKICPA staff, 2020 など）。そのような状況の中で、Linsmeier and Wheeler（forthcoming）が指摘しているように、「FASB は、のれん¹¹の事後の会計処理のコストを軽減するためのありうる方法のひとつとして償却および減損を考慮しており、その一方で、IASB は、減損のみのアプローチの有効性を改善する、かつ／あるいは、そのコストを軽減する方法に焦点を当てている」（pp.1-2）。もっとも、IASB については、国際会計基準審議会メンバーの「のれんの償却再導入は行わない」という予備的見解を示しつつも、メンバー内の賛否が僅差であったことから、改めて、その予備的見解への賛否について、利害関係者にフィードバックを求めるなど（IASB, 2020）、のれんの償却・非償却をめぐる議論についてはいまだ解決とはなっていない¹²。

このように、のれんを償却すべきか、非償却とすべきかについては論争が続いているにもかかわらず、これら対立する見解の背後にあるのれんの会計処理の現状に関する事実認識はどうなっているのか、どの利害関係者がどのような理由でのれんの規則的償却を支持しているのか、あるいは、「減損処理のみ」のアプローチを支持しているのかという点は、これまで十分な調査は行われてこなかった¹³。そこで、われわれは、2019 年から 2021 年において、のれんの事後の会計処理（以下、引用箇所を除き、「のれんの会計処理」とする）に係る論点について、財務諸表作成者、財務諸表利用者（以下、それぞれ「作成者」および「利用者」とする）、および監査人を対象に質問票調査を行い、その結果を分析し、その結果をもとに作成者・利用者・監査人に対して、フィードバック型の訪問面接調査¹⁴も行っている。

われわれは、作成者については、経団連加盟企業（一部非上場企業含む）とそれ以外の東証一部上場企業を対象に、2018 年 7 月 23 日から 2018 年 10 月 20 日の期間に、質問票を用いた調査（web 上の回答フォームおよび紙ベースの質問票を利用）を行い、447 件（2,718 名

⁸ ここで「too little, too late」問題とは、のれんの減損損失について十分な金額が認識されておらず（減損損失が小さすぎる）、その認識が遅れている（減損損失の認識が遅すぎる）という問題を指す。なお、最近の議論の中では、「too late」に関する部分がクローズアップされることが多い（たとえば、IASB, 2020, par. 3.2 をみよ）。

⁹ IASB は、のれんの減損処理に関する会計基準の修正・改善を何度か試みたがうまくいかず、現在の一応の結論として、「IAS36 号におけるのれんの減損テストについてのアプローチを合理的なコストで著しく改善することはできない」（IASB, 2020, pars.3.55）と述べている。

¹⁰ 正確に言えば、償却の再導入に賛成する意見は増えているが、それらの意見すべてが（規則的）償却の考え方そのものを支持しているわけではない。具体的には、償却の再導入に賛成する意見の中には、減損がうまく機能せず、その改良もうまくいかないことを根拠とするものが増えてきている。

¹¹ 本稿では、のれんについて規則的に償却を行うとともに、減損処理を求める会計処理を「規則的償却＋減損処理」とよぶことにしているが、この部分は引用箇所であるため、原文を訳出した「償却および減損」としている。

¹² IASB（2020）に対するフィードバックの要約はスタッフ・ペーパーとして公表されている（IASB staff, 2021）。スタッフ・ペーパー（IASB, 2021）は以下の URL から入手可能である（最終アクセス日：2021 年 4 月 20 日）。

- <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/march/iasb/ap18a-goodwill-impairment.pdf>

¹³ もちろん、そのような調査が全く行われてこなかったわけではない。本調査と関連する先行調査については、たとえば、徳賀他（2020）の第 2 節を参照せよ。

¹⁴ これまでのインタビューの成果は、米山他（2021）で公表されている。

中、回答率 16.45%) からの回答をえた。

また、利用者については、作成者と同時期に、日本証券アナリスト協会に所属し、実際に活動している証券アナリストを中心に調査を行い、web 上の回答フォームを利用して、130 件 (673 名中、回答率 19.32%) の回答を取得した。

最後に、監査人については、2020 年 12 月 1 日から 2021 年 1 月 10 日および 2021 年 4 月 3 日から 4 月 30 日までの期間に、日本の大手 4 監査法人および準大手 5 監査法人のパートナーを対象に、web 上の回答フォームを利用して調査を行い、620 件 (1,961 名、回答率 31.62%) の回答をえた。

さらに、われわれは、質問票調査の回答結果から新たに惹起された疑問点について、各利害関係者グループ (作成者、利用者、監査人) の有識者に対して訪問面接調査 (インタビュー調査) を実施した。つまり、インタビュー調査は質問票調査のフィードバックとして、位置づけられている。このインタビュー調査の実施期間は 2020 年 11 月 10 日から 12 月 1 日および 2021 年 3 月 12 日から 3 月 23 日である。

われわれはこれらの調査の中で、のれんの会計処理について、三者共通のトピックに関する質問と一部の利害関係者に固有のトピックに関する質問を行い、その回答結果をディスカッション・ペーパーとして公表してきた¹⁵。しかしながら、これまで公表してきたディスカッション・ペーパーの中では、これら三者間の回答結果について比較することはほとんどおこなっていなかった。そこで本稿では、日本の主要な利害関係者 (作成者・利用者・監査人) がのれんの会計処理についてどのような見解を有しており、グループ間で見解にどのような違いがあるか (逆に、どのような類似性があるか) を明らかにすべく、われわれが収集した回答結果の三者比較を行うことにする。また、一般的に、のれんを償却するか、非償却とするかの違いは、これらの利害関係者のグループに対して、異なった影響を与えることになると考えられるが¹⁶、支持したのれんの会計処理とその回答の背後にある利害またはその他の理由は必ずしも明らかにされていない。これを明らかにすることも本稿の主要な検討課題のひとつである。

なお、本調査は、日本の利害関係者 (作成者・利用者・監査人) を対象としたものとなっているが、その意義として次の点を指摘することができる。まず、周知のとおり、日本基準では、米国基準 (U.S. GAAP) や IFRS とは異なり、のれんについて 20 年以内の規則的な償却が求められている。その一方で、上場企業が財務諸表作成の際に準拠すべき会計基準として日本基準だけでなく、のれんを非償却としている IFRS, U.S. GAAP, および、修正国際基準¹⁷ (のれんについては規則的に償却) の任意選択が認められており、ある種の「基準間

¹⁵ われわれは、『のれんの会計処理に関する調査』(徳賀他, 2020) および『のれんの会計処理に関する調査: 監査人の回答とその分析』(山下他, 2021) の 2 つのディスカッション・ペーパーを公表している。

¹⁶ たとえば、Linsmeier and Wheeler (forthcoming, pp.8-10) は、作成者・利用者・監査人など、本稿で取り上げている利害関係者グループの立場を、基準設定主体などの調査をもとに整理している。

¹⁷ IFRS の規定の中で日本が受け入れがたいと考えている点についてのみ日本基準のものに変更している修正版 IFRS である。主要な相違は、完全なリサイクリングを求めていることとのれんの規則的償却を求めていることである。

競争」のような様相を呈している（Dye and Sunder, 2001）。同一法域の企業が同時点で、のれんの異なる会計処理を実践しているという制度的環境（つまり、のれんについて規則的償却を求める日本基準とのれんについて減損処理のみを求める U.S. GAAP/IFRS が自由に選択できる状態で併存している環境）は、日本のみのものであり、われわれにはそのような制度的条件のもとで、のれんの会計処理に関する調査・研究を行うことができるという研究環境上のアドバンテージがある。

また、のれんの会計処理をめぐる論点に関して、作成者、利用者、監査人にまたがる包括的かつ大規模な調査を行ったものは、われわれが知る限り、他にない。この調査を通じて、のれんの会計処理に係る利害関係者グループの見解（意識）と顕在的・潜在的利害を知ることが可能となる。また、会計基準のアウトリーチでは定性的な議論が中心となるが、本研究ではそれら利害関係者間の見解の相違を数値として描き出し、比較している点ものれん研究への貢献として挙げることができる。

以下、本稿の構成は次のとおりである。続く第2章では、本調査の調査対象と調査方法の概要を確認する。第3章では、本調査の回答結果を、作成者・利用者・監査人の三者間で比較・検討する。最後の第4章では、第3章の比較によってえられた知見を要約し、今後の展望を述べて、本稿を締めくくることにする。

第2章 質問票調査の対象・方法・内容

第1節 調査対象

本章ではのれんの会計処理に関する質問票調査の対象および方法について説明する。本調査の対象・方法・内容は図表1と図表2にまとめた。本節では調査対象について、作成者、利用者、監査人の順に説明する。

図表1 調査対象と調査方法

	作成者	利用者	監査人
1. 調査対象	日本経済団体連合会（以後、経団連）加盟企業およびそれ以外の企業（回答企業数 447 社／2,718 社中） 【内訳】 （対象①）経団連加盟企業〔上場・非上場両方を含む〕（回答企業数 263 社／1,379 社中） （対象②）東証一部上	日本証券アナリスト協会（以後、アナリスト協会）所属会員のうち、実際にアナリストとして活動している会員および FASF に登録している国際会計人材登録者の利用者（回答者数 130 名／673 名中）	大手監査法人および準大手監査法人に所属するパートナー（回答者数 620 名／1,961 名中、うち大手 433 名／1,680 名中、準大手 187 名／281 名中）

	場企業〔経団連加盟企業リストに含まれていない企業より抽出〕(回答企業数 184 社／1,339 社中)	
2. 調査方法	(対象①) 「日本経団連」よりを通じて、対象企業に E-mail にて、回答用 web フォームの URL を送付し、その回答フォームへの記入を依頼 (対象②) われわれから、直接、対象企業に郵送にて質問票（紙ベース）および回答用 web フォームの URL を送付し、その回答フォームへの記入を依頼（質問票に記入してもらった場合は、郵便で返送を依頼）	アナリスト協会より、各監査法人の担当者を通じて、各パートナーに回答用 web フォームの URL を送付し、その回答フォームへの記入を依頼
3. 調査期間	2018 年 7 月 23 日から 2018 年 10 月 20 日	2020 年 12 月 1 日から 2021 年 1 月 10 日および 2021 年 4 月 3 日から 2021 年 4 月 30 日

（注）徳賀他（2020）、第 2 章第 1 節および山下他（2021）、第 2 章第 1 節より作成。詳細はそれぞれのディスカッション・ペーパーを参照せよ。

（1）作成者

まず作成者から説明を行うことにしよう。図表 1 にあるとおり、本調査では、①経団連加盟企業と②経団連非加盟企業の 2 つのグループに調査を依頼した¹⁸。①については、経団連の担当者を通じて調査の依頼を行っており、当該団体に加盟している上場企業・非上場企業

¹⁸ 日本では、経団連加盟企業は団体としてののれんの規則的償却に意思統一しているという見方があり、そのことがわれわれの調査に対する回答に影響を与えるかどうかを確認するために、一旦、経団連加盟企業とそれ以外の企業とに分けたうえで回答を収集した。

図表 2 作成者・利用者・監査人の調査で扱われたトピック

トピックス	作成者	利用者	監査人
1. のれんの会計処理について「減損処理のみ（非償却）」 ¹⁹ と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいか（あるいは「どちらでも構わない」のか）	✓	✓	✓
2. のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいか	✓	✓	✓
3. のれんの性質をどのように捉えているか	✓	✓	✓
4. のれんの金額やのれんの償却費を証券分析においてどのように利用しているか		✓	
5. のれんはどの程度監査が困難か、のれんの監査によって株主などからの訴訟リスクや品質管理レビューなどで指摘を受けるリスクは高まっているか			✓
6. のれんの減損認識は適時に行われているか、また、その金額の見積もりは適切か			✓
7. 現行制度から離れて、考えられうるのれんの会計処理のあり方（任意選択および条件別の「償却」・「非償却」の使い分け、ならびに論理的に考えうる代替的な処理方法）について、どのように評価するか	✓	✓	✓
8. のれんと関連する追加的な情報（のれん控除後の純資産）は減損認識の適時性を高めるか	✓	✓	✓
9. のれんの会計処理のあり方は作成者（企業）の行動（M&A）に影響を及ぼすか	✓	✓	✓

（注）山下他（2021）、図表 1-I を一部改変（各トピックスに番号を振るとともに、本稿で扱うトピックス（後述）をゴシック体（太字）にする改変を行っている）。

¹⁹ 質問票では「減損処理のみ（非償却）」という表記を用いていたが、簡単のために、本稿では「減損処理のみ」とする。

の両方が対象であった。次に、②については、経団連加盟企業のリストに含まれていない東証一部上場企業が含まれている。それぞれ回答数は 263 件（1,379 社中、回答率 19.07%）と 184 件（1,339 社中、回答率 13.74%）であった。なお、これらの回答数には回答間の不整合などを理由として無効と判断した回答は含まれていない。

(2) 利用者

次に利用者についてであるが、日本証券アナリスト協会所属会員（約 27,000 名）のうち、アナリストとして実際に活動している者（645 名）、同協会ディスクロージャー研究会の専任管理職（6 名）および財務会計基準機構（FASF）の国際会計人材登録者のうちの利用者（22 名）を対象として調査を行った（徳賀他，2020，22 頁，脚注 5）。回答数は 130 件であり、後述する方法で調査を依頼した人数は全部で 673 名であったため、回答率は 19.32%となっている。

(3) 監査人

最後の調査対象は監査人である。本調査では、いわゆる大手監査法人（4 法人）と準大手監査法人（6 法人²⁰）に所属するパートナーが調査対象となっている²¹。回答数は全部で 620 件あり、その内訳として、大手監査法人からは 433 件、準大手監査法人からは 187 件の回答があった。大手監査法人の対象者数は 1,680 名、準大手監査法人については 281 名（合計 1,961 名）であったため、回答率は 31.62%である。なお、作成者の場合と同じように回答間の不整合がある場合についてはあらかじめ分析から除外しており、そのような回答については上述の回答数の中には含まれていない。

第 2 節 調査方法

(1) 作成者

本節では調査方法について説明する。まず、作成者については、上述の①（経団連加盟企業）については、経団連の担当者を通じて、対象企業に対して、E-mail で回答用 web フォームの URL を送付していただき、その web フォームに回答の記入を依頼した。他方、上述の②（経団連非加盟企業）については、質問票（紙媒体）とともに、回答用 web フォームを記載した依頼状を対象企業に郵送し、質問票（紙媒体）への記入（返送用封筒を同封し、回答者に郵送してもらって回収した）または回答用 web フォームへの記入のいずれかでの回答を依頼した。

²⁰ 本調査の準大手監査法人の分類は日本公認会計士協会の分類に従っており、公認会計士・監査審査会によって分類されている 5 法人にひびき監査法人を加えた 6 法人となっている。

²¹ なお、調査に際しては後述するように各監査法人の担当者を通じて今回の調査に該当するパートナーに質問票（実際には回答用 web フォームの URL）の送付を依頼した。

(2) 利用者

利用者については、作成者の①（経団連加盟企業）同様、日本証券アナリスト協会の担当者を通じて、調査対象となったアナリストに E-mail で回答用 web フォームの URL を送付していただいた。したがって、回答は web フォームを通じて回収している。作成者および利用者については、調査全体の期間は 2018 年 7 月 23 日から 2018 年 10 月 20 日であった。

(3) 監査人

監査人についても、回答は回答用 web フォームを通じて行ってもらった。回答用 web フォームの URL は各法人の担当者を通じて対象者に送付してもらっている。調査全体の期間は 2020 年 12 月 1 日から 2021 年 1 月 10 日および 2021 年 4 月 3 日から 2021 年 4 月 30 日であった。なお、監査人に対する調査は、いわゆる「コロナ禍」の状況で実施されたこともあり、調査項目によっては、コロナ禍以前の定常状態を想定して回答を行ってもらえるように念を押して依頼した。

第 3 節 質問票調査の内容

本章の最後として、本節では、われわれが質問票調査で扱った内容を紹介する²²。その内容は図表 2 にまとめられているとおりである。質問内容は、三者共通のトピックスと特定の利害関係者に固有のトピックスの 2 つに分けることができる。まず、三者共通で質問を行っ

1. のれんの会計処理について「減損処理のみ（非償却）」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいか（あるいは「どちらでも構わない」のか）
2. のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいか
3. のれんの性質をどのように捉えているか²³
7. 現行制度から離れて、考えられうるのれんの会計処理のあり方（任意選択および条件別の「償却」・「非償却」の使い分け、ならびに論理的に考えうる代替的な処理方法）について、どのように評価するか
8. のれんと関連する追加的な情報（のれん控除後の純資産）は減損認識の適時性を高めるか
9. のれんの会計処理のあり方は 作成者（企業）の行動（M&A）に影響を及ぼすか

²² なお、われわれは、作成者ならびに利用者への調査（本調査の最初の調査）を開始するにあたり、実務家の協力をえて、3 回のパイロットテストを実施し、設問の回答順序や文言の表現が適切かどうかについて検討を行っている（徳賀他、2020、21 頁、脚注 47）。

²³ ただし、のれんの金額に被合併・被買収企業に対する過大評価部分が含まれているかという論点については、監査人に対してのみ質問を行っている。作成者・利用者を対象とした、われわれの調査結果の報告に際して、上述の論点に関わる質問があり、過大評価部分の有無や多寡について監査人の意見を求めることはわれわれの調査目的に照らして必要と判断し、監査人に対する調査票に含めることとなった。ご指摘頂いた戸田龍介教授（神奈川大学）には記して感謝申し上げます。

たトピックスは次の6つである（番号は図表2中のもの）。

次に、特定の利害関係者に固有のトピックスとして、本調査で取り上げたトピックスは次のとおりである（これまで同様、番号は図表2中のもの）。

4. のれんの金額やのれんの償却費を証券分析においてどのように利用しているか→**利用者のみ**
5. のれんはどの程度監査が困難か、のれんの監査によって株主などからの訴訟リスクや品質管理レビューなどで指摘を受けるリスクは高まっているか→**監査人のみ**
6. のれんの減損認識は適時に行われているか、また、その金額の見積もりは適切か→**監査人のみ**

ここで、これらの3つのトピックスに関する質問を特定の利害関係者（利用者または監査人）に行った理由について簡単に説明する。まず、4のトピックについては、利用者を対象に質問を行った。それは、このトピックでは、利用者が、実際に証券分析においてのれんに関わる会計情報をどのように扱っているか、また、のれんの残高（償却後の金額）の有用性についてどのように考えているかを知りたかったからである。次に、5および6のトピックスについては監査人を対象としたものである。5のトピックは、のれんと監査（または監査リスク）との関係を直接に問題としたものであるから、監査人にのみ質問を行うことが望ましいと考えた。6のトピックは、監査人の視点から、（いわゆる「too little, too late」問題やビッグバスのような）減損損失の認識や測定にまつわる問題が存在するかどうかを尋ねたものである²⁴。このトピックを監査人の調査に含めた理由は、作成者は正直に答えたくない動機を有している可能性があるが、作成者に近い監査人からはこの論点について有益な情報をえることができると考えたためである。

第3章 三者の回答の特徴と比較

第1節 分析視角

本章では、作成者・利用者・監査人三者の回答結果を比較するが、その前に本稿で取り上げる論点について述べる。前章で述べたとおり、本調査では三者共通で調査を行った内容から特定の利害関係者のグループに固有の調査内容まで多岐にわたる内容を扱っているが、本稿では、三者共通の質問事項に関する質問を取り上げ、各利害関係者グループの回答に相違（あるいは類似性）が観察されるかを確認する。われわれが質問票調査によって収集した回答結果について、なぜ、そのような結果が観察されたのかを解釈する際に、異なる利害関

²⁴ われわれの調査では、回答者がのれんの減損認識に遅れが生じていると考えている場合やその測定額が適切でないと考えている場合に、自由記述の形でその要因を回答してもらっている。その回答の紹介は山下他（2021）を参照せよ。

係者グループの回答結果を比較・検討することは有効な手段となりうる。たとえば、それらの質問について、各利害関係者グループの回答パターンに相違が観察されれば、その回答結果の背景に、それぞれに固有の利害や専門的判断にもとづく、のれんの会計処理に対する見解の違いがあると推論することができる。三者間で回答パターンに類似性が観察される場合でも、それらの回答の背景をなす、それぞれに固有の利害や専門的判断は相違している可能性がある。

紙幅の関係から、本稿では三者共通の質問内容の中から特に重要と判断した3つのトピックスをとりあげ、三者間の回答の比較を行う。具体的に、本稿で取り上げるトピックスは次のとおりである（図表中の順番とは異なる）。

- のれんの会計処理について「減損処理のみ」と「規則的償却+減損処理」のいずれが望ましい（あるいは「どちらでも構わない」）と考えているか、その理由は何か
- のれんの性質をどのように捉えているか
- のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいと考えているか

これらの3つの論点は、FASB や IASB の議論の中で、頻繁に論点として取り上げられており、ここでこれらの論点を論じることは、会計基準設定へのインプリケーションという面でも重要だと考えられる。「第1章 はじめに」でも述べたように、のれんの会計処理をめぐって、減損テストを見直す改善策や償却再導入の検討が議論されている中で、これらの基準設定に係る議論において、(i) のれんの償却を再導入すべきかどうか（たとえば FASB, 2019; IASB, 2020）や (ii) のれんの償却を再導入するとした場合、償却期間をどのように定めるか（たとえば FASB, 2020, pp.3-16, pars.9-16）といった論点は今でも議論が続いている。さらに、(iii) のれんの性格に関する認識は、作成者、利用者、および監査人のあるべき会計処理に関する回答を左右する可能性が考えられる。したがって、上述の (i) と (ii) の2つの論点とともに、(iii) に関する論点を取り上げることは、三者の回答比較を深掘りするために有益であろう。なお、上述のとおり、本調査ではこれら3つ以外のトピックスについても、三者共通で調査を行ったものがある。ただし、本稿では、議論が拡散することを防ぐため、上述の3つ以外の論点の回答比較については補論の中でまとめて論じることにした。

第2節 「減損処理のみ」vs.「規則的償却+減損処理」に関する三者比較

(1) 「減損処理のみ」vs.「規則的償却+減損処理」の三者比較

本調査では、まず、作成者・利用者・監査人に、のれんの会計処理として、「減損処理のみ」と「規則的償却+減損処理」のいずれが望ましいか、あるいは「どちらでも構わないか」を尋ねた。回答結果は以下のとおりである。

まず、図表3からは、三者ともに、「規則的償却+減損処理」を望ましいとした回答の割合がもっとも高くなっていることが確認できる。ただし、作成者・利用者・監査人いずれに

についても、のれんの会計処理として「規則的償却＋減損処理」がもっとも支持されているが、「規則的償却＋減損処理」が各利害関係者グループの中でどの程度支持されているかについては違いがある。すなわち、高い順に、監査人 89.52%，作成者 73.38%（のれん計上企業のみでは 77.20%）²⁵，利用者 62.31%となっており、三者の間で「規則的償却＋減損処理」の支持に温度差がある。

他方、「減損処理のみ」を望ましい会計処理として選んだ回答者の割合は、もっとも高かった利用者でも 20.00%にとどまっている。具体的には、「減損処理のみ」が望ましいとした回答者の割合は、高い順に、利用者 20.00%，作成者 15.88%（14.80%），監査人 6.61%であった。そして、「どちらでも構わない」と回答した割合は、やはり高い順に、利用者 17.69%，作成者 10.74%（8.00%），監査人（3.87%）であった。

本調査の結果は、日本の作成者・利用者・監査人のいずれも、のれんの会計処理について「規則的償却＋減損処理」の方がより望ましい会計処理であると考えられていることを示唆している。支持率でいえば、利用者の「規則的償却＋減損処理」への支持が三者の間でもっとも低くなっているが、60%を超える回答者がのれんを償却することを支持していることは注目に値する。

図表 3 「減損処理のみ」vs.「規則的償却＋減損処理」の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①減損処理のみ	71 (15.88)	37 (14.80)	26 (20.00)	41 (6.61)
②規則的償却＋減損処理	328 (73.38)	193 (77.20)	81 (62.31)	555 (89.52)
③どちらでも構わない	48 (10.74)	20 (8.00)	23 (17.69)	24 (3.87)
合計	447 (100.00)	250 (100.00)	130 (100.00)	620 (100.00)

（注）徳賀他（2020）図表 2-5、図表 2-26 および山下他（2021）図表 3-1 をもとに作成。各列、上段に回答件数、下段の括弧内に割合（%）が示されている。

（2）FASB（2019）および IASB（2020）へのコメントの分析結果との比較

さて、ここで上述の回答結果についてさらに検討を行うために、識別可能無形資産および

²⁵ 以下、作成者の結果を示す際には、特に明記しない限り、「回答全体の結果（のれん計上企業のみ結果）」という形で示すことにする。なお、本稿ではのれん計上企業を「サンプルからのれんが未計上である企業とのれん残高の有無が確認できず、不明と分類された企業を除いたもの」（徳賀他，2020，28 頁，脚注 56）としている。

のれんの会計処理について、FASB が 2019 年に行ったコメント募集 (FASB, 2019) に従って提出されたコメント、および IASB が 2020 年に公表した企業結合の諸論点に対する予備的見解に対して提出されたコメントの分析を行った山田 (2019, 2021) による結果を参照する (図表 4 および図表 5)。これは、FASB と IASB はそれぞれ、「のれんについて (規則的) 償却を伴うモデルか減損のみのモデルのどちらが望ましいか」(FASB, 2019, p.10)、また、「のれんの償却を再導入しないという見解に賛成か反対か」(IASB, 2020, p.77, Question 7(a)) についてコメントを求めている、さらに、本調査の対象者である、作成者・利用者・監査人の団体や組織からのコメントが提出されているため、本稿の結果を検討する際に参考となる部分も多い。

なお、FASB (2019) と IASB (2020) に寄せられたコメントについて結果を紹介するにあたって留意点が 2 つある。まず FASB や IASB が利害関係者にコメントを募集するにあたって行った質問は、本調査が対象者に行ったものとは異なっていることが挙げられる。次に、それらのコメントはあくまでも団体・組織から単一の見解として提出されたものであることも挙げられる²⁶。そのため、各利害関係者グループに属する個人から回答を収集して集計を行った本稿の結果とは、厳密に比較することは難しい。

まず、FASB (2019) によるコメント募集の結果から確認してみよう。図表 4 に示されているとおり、コメントを提出した作成者の 75.0%²⁷がのれんに償却を再導入することを支持している。次に、利用者については、バリュエーター (valuator; 評価会社のこと)²⁸・アナリストの結果に注目すると²⁹、「償却再導入支持」に分類されているコメントは 14 件中 1 件のみ (7.1%) であり、コメントの多く (78.6%) が償却に「反対」として分類されている。利用者のうち、金融機関については、「条件付きで償却再導入支持」まで含めれば、償却再導入を支持しているコメントは 55.0%、償却再導入に反対しているコメントは 40.0%となっていることが確認できる。監査人については、作成者同様、のれんの償却再導入を支持するコメントが多く、71.4% (21 件中 15 件) である。図表に示されているとおり、意見を「保留」しているコメントが一定数みられるが、償却再導入に反対しているコメントはなかったようである。

FASB (2019) のコメント募集に寄せられた意見をみると、作成者と監査人については、のれんの償却への賛成が多いという点では、本調査の結果との類似性を見出すことができる。他方で、利用者、特にバリュエーターおよびアナリストについては、のれんの償却に反対する意見の方が多数派となっている。この点は本調査の結果とは異なる。ただし、われ

²⁶ 個人が IASB に提出したコメントもあるが、本稿では、山田 (2019, 2021) がそれら個人のコメントを除外したうえで集計した結果を参照している。

²⁷ 山田 (2019, 2021) では集計結果が小数点第一位までで示されているため、引用した図表の表記に従い、本文中でも山田 (2019, 2021) の結果に言及する際には割合を小数点第一位までで示すことにする。

²⁸ ここでバリュエーターとは、M&A 実施やのれんの減損テストにあたって、企業価値評価を請け負う評価会社のことを指している。

²⁹ ただし、バリュエーターを「利用者」として扱うべきかどうかについては異論もありうる。

われの調査では利用者はすべてアナリストであり、バリュエーターは含まれていない点に注意が必要である。また、日本の方が米国の監査人よりも規則的償却を支持する割合が高いのは現行の日米会計基準の相違によるのかもしれない。

図表 4 FASB に提出されたコメントの分析結果（山田（2019）による）

		条件付 償却再 導入 支持				合計
		きで償 却再導 入支持	償却再 導入 不支持	保留	不明	
作成者		18 75.0%	5 20.8%	1 4.2%		24 100.0%
利用者	金融機関	10 50.0%	1 5.0%	8 40.0%	1 5.0%	20 100.0%
	バリュエーター・アナリスト	1 7.1%	11 78.6%		2 14.3%	14 100.0%
監査人		15 71.4%		5 23.8%	1 4.8%	21 100.0%

（注）山田（2019）、20 頁、図表 4 の一部をもとに作成（作成者・利用者・監査人の集計結果のみを引用）。それにともない山田（2019）の図表 4 にある「どちらかと言えば賛成」の列は削除した（作成者・利用者・監査人については該当するコメントがゼロのため）。なお、山田（2019）の図表 4 は個人のコメントを除いた結果である。山田（2019）では、のれんの償却再導入に賛成であることを「賛成」、のれんの償却再導入に反対であることを「反対」としているが、後述する山田（2021）では「賛成」が償却再導入不支持、「反対」が償却再導入支持となっている。本稿では、読者の混乱を避けるために、前者を「償却再導入支持」、後者を「償却再導入不支持」とする変更を行った上で紹介を行っている。また、山田（2019）で「評価会社」とされているものについては、本稿の表記に併せて「バリュエーター」とする変更も行っている。

次に、図表 5 から、山田（2021）による IASB の予備的見解に対するコメントの分析結果に目を向けてみよう。FASB（2019）へのコメント同様、IASB（2020）の予備的見解に対するコメントの分析結果でも、作成者のコメントの多数（75.0%）がのれんの償却再導入を支持していると分類されていることがわかる。

また、利用者（バリュエーター・アナリスト等）については、「償却再導入不支持」となっているコメントが 56.3%、償却再導入を支持するコメントが 37.5%となっていることがわかる。やはり利用者については、償却再導入に反対する意見の方が多い。なお、単純な比較はできないため、解釈には注意が必要であるが、FASB へのコメントに比べて、利用者の償却を支持するコメントが多くなっている点は興味深い。ここからバリュエーター・アナリス

トなどの利用者についても、一定数、のれんを償却の方が望ましいと考えているグループ

図表 5 IASB の予備的見解に対するコメントの分析結果（山田（2021）による）

	償却再導 入支持	償却再導 入不支持	保留 （賛否両 論）	不明・未 回答	その他 （償却／ 非償却の 選択）	合計
作成者	21 75.0%	2 7.1%	1 3.6%	2 7.1%	2 7.1%	28 100.0%
金融機関	10 62.5%	2 12.5%	1 6.3%	2 12.5%	1 6.3%	16 100.0%
利用者（バリ ュエーター・ アナリスト 等）	6 37.5%	9 56.3%	1 6.3%			16 100.0%
監査人等	17 43.6%	11 28.2%	5 12.8%	6 15.4%		39 100.0%

（注）山田（2021）、37 頁、表 1 の一部をもとに作成（作成者・利用者・監査人の集計結果のみを引用）。本稿では、山田（2021）の個人のコメントを除いた結果を参照している。また、山田（2021）では、IASB に対するコメントを、「賛成」（「減損処理のみ」を支持）、「反対」（「規則的償却＋減損処理」を支持）、「保留（賛否両論）」、「不明・未回答」、および「その他（償却/非償却の選択）」に分類している。本稿では図表 4 の注でも述べているように、読者の混乱を避けるため、「賛成」を「償却再導入不支持」、「反対」を「償却再導入支持」とする改変を行っている。さらに、本稿中の図表 4 との比較をやすくするため、「償却再導入不支持」（「賛成」）と「償却再導入支持」（「反対」）を入れ替えている。なお、ここでも山田（2021）で「評価会社」となっている部分を本稿の表記に併せて「バリュエーター」としている。

が存在していることが確認できる³⁰。

監査人については、のれんの償却を支持するコメントが 43.6%でもっとも多くなっている。しかし、FASB に対するコメントの場合とは異なり、「償却再導入不支持」に分類されているものが 28.2%と比較的多く、保留や不明・未回答に分類されているコメントも同じくらい

³⁰ 山田（2021）はアナリスト団体のみの集計結果についても示しており、「償却再導入不支持」が 7 件中 3 件、「償却再導入支持」が同じく 3 件となっていることを指摘している（山田，2021，39 頁）。なお、バリュエーターについては 4 件中 3 件が「償却再導入不支持」、1 件のみが「償却再導入支持」となっている。

の割合で観察されている。最後に、金融機関については、「償却再導入支持」に分類されたコメントが 62.5%と過半数を超えていることが確認できる（「償却再導入不支持」とされているコメントは 12.5%にとどまっている）³¹。

以上の FASB そして IASB に対するコメントの分析結果から、作成者については、のれんについて償却することを支持する意見の方が多くなっており、逆に、利用者については償却不支持の意見が多くなっていることがわかる。ただし、利用者については、両調査間で不支持率の割合がかなり相違している。また、監査人については、両調査ともに償却導入支持の意見がもっとも多いけれども、両者調査間でその支持割合は大きく相違している。

これらの結果と本調査の結果とを比較してみると、日本の作成者・利用者・監査人（特に作成者と監査人）については、三者ともに、のれんの償却を支持する意見が優勢であることがわかる。

（3）理由に関する三者比較

本調査では「減損処理のみ」および「規則的償却＋減損処理」を選んだ回答者に対して、それぞれの会計処理を望ましいと考えた理由（質問票や回答フォームでは複数の理由を提示して、どの程度理由としてあてはまっているかを選択）についても質問を行った。ここではそれぞれの会計処理について、その会計処理を支持する理由を「あてはまる」または「どちらかというにあてはまる」とした回答を合わせて「支持している」ととし、その回答者数（表中には割合を表示）にもとづいて順位付けしてまとめている（図表 6 と図表 7）。なお、「あてはまる」および「どちらかというにあてはまる」を選んだ回答者数の内訳やそれ以外の選択肢を選んだ回答者の詳細なデータは、補論 A を参照してほしい。

図表 6 を確認すると、作成者（全体・のれん計上企業）・利用者・監査人のすべてで回答者がもっとも支持していた理由は、「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」であった。特に、利用者の 96.15%が、適切な減損テストによって規則的償却の必要性がなくなることを理由として選んでいることは興味深い。

この結果は、厳格かつ実用的な減損テストを編み出すことにより、のれんの償却を廃止したとしても、每期行われる減損テスト（ただし、定期的な減損テスト以外にも、兆候があった場合には追加的に減損テストを行う）によって、利用者にとって有用な情報を提供するという主張（IASB, 2004, par. BC142）を支持していることを示しているかもしれない³²。あるいは、「減損処理のみ」を支持する利用者は、（自己創設のれんによるシールディング効

図表 6 「減損処理のみ」を支持する理由の三者比較

³¹ 山田（2021）では、FASB へのコメントに関する分析とは異なり、IASB の予備的見解へのコメントについては、金融機関を作成者と利用者の両方の側面があるとして、利用者には区分していない（山田，2021，37 頁）。

³² インタビュー調査の中では、ある作成者は「減損処理に伴って期間損益が大きく変動した場合、経営者はその理由を説明する責任を負う」ことになることを指摘していた。このことを利用者の立場からみると、減損損失の情報価値の視点以外に、経営者の責任を明確化するという視点が存在していることがわかる。

	作成者		利用者	監査人
	全体 N=70	のれん計上 N=36		
のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから	2 位 (85.72)	3 位 (86.12)	2 位 (88.47)	1 位 (87.80)
のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから	3 位 (82.86)	1 位 (88.89)	3 位 (88.46)	3 位 (73.17)
のれんの償却費や償却後ののれん残高は、財務諸表利用者にとって有用ではないから	6 位 (48.57)	7 位 (47.22)	6 位 (30.77)	4 位 (54.54)
適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから	1 位 (88.57)	1 位 (88.89)	1 位 (96.15)	2 位 (85.37)
のれんの償却費の分だけ利益が小さくなってしまいうから（作成者）／企業はのれんの償却費分だけ報告利益が小さくなることに否定的だから（監査人）	4 位 (57.97)	4 位 (55.56)		7 位 (19.52)
のれんを償却しなくてよい他の企業との競争で不利な要因となるから	5 位 (54.29)	5 位 (52.78)		
のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから			4 位 (84.62)	5 位 (56.10)
規則的償却を認めると減損損失がもつシグナリング効果を低減させるから	6 位 (48.57)	5 位 (52.78)	5 位 (38.46)	6 位 (46.34)

（注）「①あてはまる」と「②どちらかというにあてはまる」を合わせた回答者数で順位付けを行っている。空白のセルはその理由については質問に含めていないことを表している。本図表は、徳賀他（2020）図表 2-8 および図表 2-27、山下他（2021）図表 3-3 から作成。

果³³を考慮していないため）減損テストによる方が規則的償却よりものれん価値の実態を適

切に示すことができる（よって、規則的償却は必要ない）と考えている可能性もある。

この点に関して、過日行ったインタビュー調査において、証券アナリストの業界団体（利用者）の回答者より、「企業の動的な変化を企業の活力の源泉とみて評価するアナリストは、キャッシュフローを重視するとともに、減損情報もショックの大きさを図る手段として重視しているのではないか」（U-4、以後、インタビューの回答者は「インタビュー訪問先一覧表」の訪問先の記号のみ表示する）という趣旨の発言がみられた。規則的償却による場合、収益力の低下によって回収不能となった投資額は、営業活動を通じて回収された投資原価と区分されることなく減価償却費の形で費用に計上されることとなる。このように性質の異なる2つの要素が混然一体となってしまうことを嫌う利用者（アナリスト）は、非償却を支持することとなる。

「のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから」も、「減損処理のみ」が規則的償却を行うよりも望ましいとされる理由として挙げられることが多い。図表6より、作成者・利用者・監査人いずれのグループでも80%を超える回答者が、この理由を「減損処理のみ」を支持する理由としており、本調査の結果はそのことと整合的な結果を示している。この理由については回答者の割合の順位は、作成者（全体）と利用者では2位、作成者（のれん計上企業）では3位、監査人については1位となっている。

なお、「どちらかというにあてはまる」と「あてはまる」のうち、「あてはまる」を選んだ回答者数に注目してみると（図表中には未記載、補論Aを参照）、監査人では、より多くの回答者が「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」よりも、「のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから」を「減損処理のみ」をより望ましいと考える理由に「あてはまる」と回答していた（他方、作成者では、「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」をあてはまるとした回答者の方が多かった）。償却期間・償却パターンを決定しなければならない場合の実務的な困難さは、作成者・利用者どちらにとっても問題であることがわかるが、監査人にとってより大きな問題として認識されていることがわかる³⁴。

本調査で提示した理由の中で「のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」を選んだ回答者もすべてのグループで高い割合となっている。すなわち、この理由を支持した回答者の割合は作成者（全体）・利用者・監査人それぞれで3番目、作成者（のれん計上企業）については、「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなる

³³ シールディング効果とは、のれんが配分されている資金生成単位（CGU）にヘッドルーム、すなわち、のれんを含む認識された純資産の帳簿価額を回収可能額が超過している部分（これは貸借対照表上、オフバランスとなっている）が存在することによって、のれんに減損が生じているにも関わらず、減損損失が認識されにくくなる効果を指している（IASB, 2020, pars.3.20, 3.31 and 3.35-3.36）。

³⁴ この点については、アナリストは財務諸表作成のコストを自らは負担せず、作成者（と監査人）にフリーライドすることできるため、作成者・監査人の方が実務上の困難を感じやすいということも指摘できる。

から」と同率で1位となっている。作成者および利用者については、ここまでで取り上げた3つの理由と比べて、回答者の割合にはそれほど大きな差はない。他方で、監査人については「のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」を支持した回答者は73.17%であり、1位の87.80%と14.63%もの開きがあった。

以上の結果については、作成者、利用者、監査人いずれも、(買入)のれんと自己創設のれんの違いを認識しているものの、両者の区分は困難と考えているということが考えられる。たとえば、過日のインタビュー調査において、大手製造業企業(作成者)の回答者は、「シナジーは、買収後に買収した企業をインテグレートするうえでの企業努力が大きく反映されるものであるため(たとえば、追加的な投資を進めて、買収した企業の競争力を高める、あるいはコストシナジーを実現する等)、どこまで自己創設のれんなのかの区分は非常に難しい」(P-1)と述べていた。また、同回答者は、「企業買収後のインテグレートから生まれるシナジーを想定したうえで買収対価を算定しているため、事後的な努力によって生まれる自己創設のれん相当分が、当初の買入価格に含まれている」(P-1)とも述べていた。また、大手金融機関の回答者は「意識的にのれんを維持しようとして支出をしているわけではなく、通常の企業行動として自然に維持されていく。追加投資は、のれんの維持コストとして分類されている訳ではない」(P-2)と、両者の区別が困難である理由を述べている。証券アナリストの業界団体の回答者からは、「自己創設のれんと買入のれんの区分は困難であり、アナリストがその区分を重視しているかどうかは明確ではない」(U-4)という指摘を受けた。また債券のアナリストは、「買入のれんと自己創設のれんを切り分けて分析するというプラクティスは定着していない。理論的には両者の相違は理解できるが、両者の切り分けを会社の外の人間が判断するのは難しい」(U-1)と述べていた。この回答者は、さらに「買った会社のリソースだけではなく、企業グループ全体のリソースを使うことによって、追加的投資によって買われた会社の自己創設のれんが増えているケースもある」(U-1)とも述べていた。買収後ののれんは、企業のさまざまな活動により変化するため、特定の活動だけに跡づけて価値の変動をとらえるのは困難だということであろう。

あるいは、作成者や利用者は、両者の区別が困難なことを認識しつつも、意図的ではない自己創設のれんの計上については許容する(問題ない)と考えている可能性もある。たとえば、投資信託会社のアナリストは、「アナリストによるキャッシュフロー予測や企業価値の評価においては、両者を統合した『ビジネスとしての価値』が重要であって、それがどこに由来しているのかは必ずしも重要ではない」と述べている。また、証券アナリストの業界団体の役員も「自己創設のれんの計上について、会計プロフェッションよりもアナリストのほうが寛容だということはある。自己創設のれんの適切な評価はアナリストに求められている役割だからである」(U-4)と述べている。

さらに、作成者・利用者と監査人の間で違いがみられたことに関しては、監査人と比べて、作成者や利用者は、のれんについて償却を行わない場合に自己創設のれんが計上されてしまうことについてあまり意識していないことを表しているのかもしれない(たとえば、大手

金融機関の回答者は「追加投資は、のれんの維持コストとして分類されている訳ではない。のれんを置き換えることを意識していない」(P-2)と述べている)。

今回の調査では、「減損処理のみ」を支持する理由として、一部の回答者グループに対し提示したものがある。その中で「のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから」という比較可能性の観点にもとづく理由については、利用者と監査人への調査にのみ含めている。その結果をみると、利用者については84.62%の回答者が、この理由を支持していることがわかる。他方、監査人について、この理由を支持しているのは、56.10%だけであった。この結果から、利用者が比較可能性、あるいは、比較可能性という言葉を重視している姿が浮かび上がる。それに対して、監査人が、利用者と比べて、「比較可能性」の観点を相対的に重視していないという結果がえられた点は興味深い³⁵。本調査で対象とした利用者のほとんどは実際にアナリスト業務に携わっているアナリスト (practicing analysts) である。これらのアナリストは直接に投資・与信意思決定をしたり、投資者・与信者にアドバイスしたりすることを生業としているため、その回答が監査人の回答と大きく相違することは当然ともいえる。

監査人については、上述のとおり先に挙げた2つの理由、すなわち、「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」と「のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから」が「減損処理のみ」を支持するうえで特に重要だということなのであろう。

「減損処理のみ」を支持する理由の三者比較として、ここで最後に取り上げたい点は、「規則的償却を認めると減損損失がもつシグナリング効果を低減させるから」という理由である。規則的償却のもとでは、償却によるのれんの帳簿価額の減少が、のれん価値の減価よりも早く進む場合に、のれんに減損が生じているようなときにも「のれんの価値>のれんの帳簿価額」となってしまい、減損処理のスイッチが入らなくなってしまうという虞がある。または、減損処理のスイッチが入ったとしても、計上される減損損失額が償却されている分だけ小さくなり、減損損失(の規模)についての情報が損なわれることが懸念される。したがって、規則的償却による、減損損失のシグナリング効果の低減は、利用者にとって「減損処理のみ」を支持する積極的な理由となるのではないかという仮説が考えられる。

しかしながら、本調査の結果は上述の仮説とは整合的なものとはいえなかった。利用者でこの理由を支持していた回答者の割合は38.46%に過ぎず(6つの理由の中で、上から5番目)、作成者や監査人と比べても低くなっているためである(ただし、監査人とは大差ない)。この結果については、いくつかの解釈が考えられるが、大きく分けて次の2つの解釈が考え

³⁵ 複数の企業をクライアントとして抱えている監査人であっても、財務諸表の適正性に関する判断は企業(グループ)単位で行うことから、比較可能性を重視するという観点は利用者に比べて相対的に重要性が低くなっているのかもしれない。

られる。1つ目は、回答者の多くが、規則的償却を行っていたとしても、それによって減損損失のシグナリング効果は低減しないと考えているという解釈である。2つ目は、規則的償却によって、減損損失計上の機会は減るため、シグナリングの機会も金額も減るが、そもそも資本市場は減損損失を情報源としてそれほど重視していない（ゆえに、「減損処理のみ」を支持する積極的な理由とはなっていない）という解釈である。たとえば、減損処理は経営者の判断の所産であるため、減損損失の計上タイミングや計上された減損損失額に疑いの目が向けられている可能性もある。

続いて、「規則的償却+減損処理」を支持する理由についても、三者比較の結果を確認しておこう。図表7に示されているとおり、「減損処理のみ」の場合とは異なり、作成者・利用者と監査人とで理由として支持された選択肢に違いがみられる。

図表7「規則的償却+減損処理」を支持する理由の三者比較

	作成者		利用者 N=81	監査人 N=468
	全体 N=327	のれん計上 N=192		
• のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから	2位 (76.75)	2位 (78.65)	3位 (80.25)	1位 (88.37)
• 適切な期間配分によって収益と対応させるため	1位 (88.99)	1位 (92.71)	1位 (87.65)	3位 (75.86)
• のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから	4位 (63.30)	4位 (63.02)	4位 (67.90)	2位 (79.10)
• 他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから	3位 (70.46)	3位 (73.30)	1位 (87.65)	5位 (56.58)
• 規則的償却は減損処理によって代替できないから	5位 (57.80)	5位 (61.46)	5位 (67.90)	4位 (63.43)
• より慎重な合併・買収（M&A）の意思決定が促されるため	6位 (53.37)	6位 (60.73)	6位 (59.26)	7位 (38.01)
• 減損処理のコストが軽減されるため	7位 (51.23)	7位 (50.78)	7位 (40.74)	6位 (42.88)

（注）「①あてはまる」と「②どちらかというにあてはまる」を合わせた回答者数で順位付けを行っている。本図表は、徳賀他（2020）図表2-9 および図表2-28、山下他（2021）図表3-4 から作成。

まず、作成者（全体とのれん計上企業の両方）および利用者で回答者がもっとも支持して

いた理由は「適切な期間配分によって収益と対応させるため」であった（なお、利用者については、「他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから」も同率1位で支持されていた）。他方で、監査人については、「のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」が、回答者によってもっとも支持されている理由となっている。

また、作成者・利用者については、かなりの回答者が収益と費用の対応（フロー）の観点から、のれんについて「規則的償却＋減損処理」が望ましい処理であると考えていることがわかる。作成者だけではなく、利用者についても「対応」の観点が「規則的償却＋減損処理」を支持する積極的な理由となっていることは興味深い。監査人はのれんの減価を適切に捉える観点を重視しているのであろう、のれんの性格（のれんは減耗性）が重視されていることもうかがえる。

加えて、監査人については、「のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから」という理由を支持していた回答者が79.10%に及んでおり、7つの理由の中で上から2番目に回答者によって支持されていた（作成者・利用者については上から4番目）。この結果は監査人の強い保守性（保守的な態度）を表していると考えられる。

また、監査手続きとの関係で客観的な証拠を求める傾向がある。たとえば、インタビュー調査の回答として、大手監査法人の監査人は「制度会計では客観性が求められ、会計士の監査業務ではこの点が重視されるが、償却期間について、経営者が投資の回収期間をどうとらえているのかは、経営者から投資計画表が示されるため、客観的な情報として扱いやすい」（A-1）と述べていた。

続いて、作成者について、回答者によって2番目に支持されていた理由は「のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」であった。利用者についても、この理由を支持した回答者の割合は高く、上から3番目となっている。また、利用者では支持していた回答者が多かった「他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから」については、作成者では支持されている理由の順位としては上から3番目、監査人では（半数以上が支持していたが）上から5番目の順位に過ぎなかった。

作成者・利用者ともに、「規則的償却＋減損処理」を支持する理由として、収益費用対応の観点とともに、減耗性資産であるというのれんの性格や他の償却性資産の処理との整合性も重視していることがわかる。後者の理由（他の償却性資産の処理との整合性）については、多くの作成者と利用者が、のれんを他の償却性資産と会計処理の面で異なる取り扱いをすることに積極的な意義を見出していないのかもしれない。つまり、時の経過や利用などにより漸次減価していくような事業投資である限り、のれんも他の償却性資産も規則的償却をしていくことが適当であるとみなしている可能性がある。

さて、前述のとおり、「減損処理のみ」を望ましいとした回答者に関して、「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」という理由は、どのグループにおいても支持を集めていた。では、「規則的償却＋減損処理」を望ましいと考えている回答者について、「規則的償却は減損処理によって代替できないから」を理由として支持していた

回答者の割合はどのようになっているのでしょうか。

図表 7 に示されているとおり、この理由を支持していた回答者の割合は、作成者で 57.80% (61.46%)、利用者で 67.90%、監査人については 63.43%であり、7 つの理由の中での順位は、作成者で 5 位 (5 位)、利用者についても 5 位、監査人では 4 位であった。この結果から、いずれのグループについても、それなりの数の回答者が規則的償却と減損処理とを代替不可能なものともみなしているわけではない（ともに費用化という点では同じとみなしている）ことがわかる。

最後に、減損処理のコストの観点で「規則的償却+減損処理」を支持する理由となっているかどうかについても確認する。FASB や IASB の議論にみられるように、「減損処理のみ」によるアプローチのコスト（より正確にはコストとベネフィット）の観点は償却再導入に関わる議論において重要な意義をもっていると考えられる。

われわれの結果によれば、「減損処理のコストが軽減されるため」を支持していた回答者の割合は、いずれのグループでも、他の理由に比べて低く、作成者と利用者については 7 位（最下位）、監査人については 6 位（下から 2 番目）であった。この理由を支持した回答者がもっとも多かった作成者であっても、半数近くは、規則的償却によって減損処理のコストが軽減されることを「規則的償却+減損処理」を支持する積極的な理由としては挙げていなかった（補論 A、図表 A2 より、「どちらかというにあてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた回答者の割合は 46.01% (46.07%) であった）。この結果は、作成者・利用者・監査人それぞれの回答者の多くが「規則的償却+減損処理」のもとで減損処理のコストが必ずしも軽減されるわけではないと考えていることを示唆している。

たとえば、われわれのインタビュー調査では、2 つの大手金融機関および 1 つの大手製造業企業の回答者より、「減損処理のみ」、「規則的償却+減損処理のみ」のどちらの会計基準を採用している場合でも、減損処理に要するコスト負担は、支出という意味でも手間という意味でも大きい (P-2, P-4, および P-3)、という発言がみられた。こうした傾向は、減損処理に関する監査手続きが厳格化されていることからさらに重くなっているようである。あるいは、回答者にとって規則的償却により減損処理のコストが軽減されるということが、他の理由に比べて重要とはみなされていないことを表している可能性もある。

第 3 節 のれんの性格に関する三者比較

本節では、作成者・利用者・監査人それぞれがのれんの性格をどのように捉えているのかについて、本調査の回答結果を検討しよう。図表 8 にまとめられているのが、その回答結果である。この図表にあるとおり、回答者にはのれんの性格について、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」、「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」、「③ 半永久的に価値が維持される部分はない」、そして「④わからない」から回答を選んでもらった。

図表 8 からわかるとおり、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」や「④

わからない」を選んだ回答者はどのグループでも少数であった。作成者については「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」または「③半永久的に価値が維持される部分はない」を選んだ回答者の割合は、後者の方が若干高くなってはいるものの、ほぼ同程度（②42.89%（44.58%） vs. ③46.73%（46.99%））であった。次に利用者に目を向けてみると、②を選んだ回答者の割合は 57.69%，③を選んだ回答者の割合は 33.08%であり、前者の方が 24.61%上回っている。しかしながら、監査人に目を向けるならば、今度は逆に、②を選んだ回答者の割合は 39.70%，③を選んだ回答者の割合は 54.70%と後者の方が 15.00%上回っていることが確認できる。

以上の回答結果の比較から、のれんの性格として「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」と考えている回答者と「③半永久的に価値が維持される部分はない」と考えている回答者で意見がわかれていることが確認できる。加えて、三者の間で、その回答結果の傾向は異なっていることも確認できる。さらに、作成者や利用者に比べると、監査人の方がのれんの価値が部分的にはあるが、将来にわたって半永久的に（恒久的に）価値が維持されるという見方に対しては懐疑的であることが確認できる。

図表 8 のれんの性格に関する三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①全部または大部分の価値は半永久的に維持される	5 (1.13)	4 (1.61)	3 (2.31)	7 (1.10)
②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する	190 (42.89)	111 (44.58)	75 (57.69)	246 (39.70)
③半永久的に価値が維持される部分はない	207 (46.73)	117 (46.99)	43 (33.08)	339 (54.70)
④わからない	41 (9.26)	17 (6.83)	9 (6.92)	28 (4.50)
合計	443 (100.00)	249 (100.00)	130 (100.00)	620 (100.00)

（注）徳賀他（2020）図表 2-15、図表 2-34 および山下他（2021）図表 3-10 をもとに作成。各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。

さて、ここで三者比較を通じて、本調査の回答結果をより深く検討するために、回答者ののれんの性格の捉え方とより望ましいと考えるのれんの会計処理の関係について分析してみよう。最初に紹介したのれんの会計処理に関する回答を、のれんの性格に関する回答にもとづいてクロス集計したものが図表 9 である。図表 9 は、のれんの性格に関する図表 8 の

①から③の回答者のうち（「④わからない」は除外した）、のれんの各会計処理の支持者がどの程度いるかの内訳を示している。なお、作成者（全体）についてはパネル A、作成者（のれん計上企業のみ）についてはパネル B、利用者についてはパネル C、そして監査人についてはパネル D にまとめている。

この図表に示されている結果から、①から③の選択肢の中で、「減損処理のみ」を支持している回答者の割合（「減損処理のみ」欄、丸括弧内に示されている割合）は、「③半永久的に価値が維持される部分はない」＜「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」＜「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」の順になっていることが確認できる。

また、「規則的償却＋減損処理」を選んだ回答者については、先ほどとは逆に、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」＜「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」＜「③半永久的に価値が維持される部分はない」となっていることもわかる。なお、図表から、監査人については、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」を選択した7名のうち5名が「減損処理のみ」を支持、残りが「規則的償却＋減損処理」を支持していることがわかるが、作成者・利用者とおおむね同様の傾向を示しているといえる。

ここで示した結果から、それぞれの回答者がのれんの性格をどのように捉えているかと無関係ではない可能性が考えられる。以上の結果は、のれんについて償却と非償却いずれが望ましいかについては、それぞれの主張の背後にある認識に立ち返った議論を行う必要があることを示唆するものとなっている。

図表9 のれんの性格と望ましいのれんの会計処理との関連性

パネル A 作成者（全体）

	減損処理 のみ	規則的償却 ＋減損処理	どちらでも 構わない	合計
①全部または大部分の価値は 半永久的に維持される	5 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	5 (100.00)
②半永久的に価値が維持され る部分も、維持されない部分 も両方存在する	45 (23.68)	125 (65.79)	20 (10.53)	190 (100.00)
③半永久的に価値が維持され る部分はない	14 (6.76)	176 (85.02)	17 (8.21)	207 (100.00)
④わからない	6 (14.63)	24 (58.54)	11 (26.83)	41 (100.00)

合計	70	325	48	443
	(15.80)	(73.36)	(10.84)	(100.00)

パネル B 作成者（のれん計上企業）

	減損処理 のみ	規則的償却 +減損処理	どちらでも 構わない	合計
①全部または大部分の価値は 半永久的に維持される	4 (100)	0 (0.00)	0 (0.00)	4 (100.00)
②永久的に価値が維持される 部分も、維持されない部分も 両方存在する	26 (23.42)	72 (64.86)	13 (11.71)	111 (100.00)
③半永久的に価値が維持され る部分はない	6 (5.13)	105 (89.74)	6 (5.13)	117 (100.00)
④わからない	1 (5.88)	15 (88.24)	1 (5.88)	17 (100.00)
合計	37 (14.86)	192 (77.11)	20 (8.03)	249 (100.00)

パネル C 利用者

	減損処理 のみ	規則的償却 +減損処理	どちらでも 構わない	合計
①全部または大部分の価値は 半永久的に維持される	3 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	3 (100.00)
②永久的に価値が維持される 部分も、維持されない部分も 両方存在する	19 (25.33)	41 (54.67)	15 (20.00)	75 (100.00)
③半永久的に価値が維持され る部分はない	1 (2.33)	36 (83.72)	6 (13.95)	43 (100.00)
④わからない	3 (33.33)	4 (44.44)	2 (22.22)	9 (100.00)
合計	26 (20.00)	81 (62.31)	23 (17.69)	130 (100.00)

パネル D 監査人

	減損処理 のみ	規則的償却 +減損処理	どちらでも 構わない	合計
①全部または大部分の価値は 半永久的に維持される	5 (71.43)	2 (28.57)	0 (0.00)	7 (100.00)
②永久的に価値が維持される 部分も、維持されない部分も 両方存在する	25 (10.16)	207 (84.15)	14 (5.69)	246 (100.00)
③半永久的に価値が維持され る部分はない	8 (2.36)	322 (94.99)	9 (2.65)	339 (100.00)
④わからない	3 (10.71)	24 (85.71)	1 (3.57)	28 (100.00)
合計	41 (6.61)	555 (89.52)	24 (3.87)	620 (100.00)

(注) 各列、上段に回答件数、下段に割合 (%) が示されている。

第 4 節 のれんの償却期間についての三者比較

ここからは「規則的償却+減損処理」を支持する回答者に対して行った償却期間の規定に関わる質問事項について、本調査の回答結果を作成者・利用者・監査人の三者間で比較してみたい。まず、本調査では作成者がのれんの償却期間を決定する際に重視していると考えられる償却期間の決定要因(質問票では 5 つの要因を提示)について質問を行った(図表 10)。なお、作成者については、「作成者自身が重視している要因」を質問しており、利用者・監査人については「作成者が重視しているであろうと想定される要因」を質問する構図となっている³⁶。

作成者について、のれんの償却期間を決定するうえで重視しているという回答がもっとも多かったのは「経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」であった。続いて、2 番目に重視されているという回答多かったのは「シナジーが持続すると見込まれる期間」であり、3 番目は「被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」であった。

作成者に続き、監査人の方から回答結果を確認しよう。監査人によって償却期間を決定す

³⁶ 以下では、質問票に提示した要因について、これまでと同じように、「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」とした回答をまとめて、償却期間を決定する際に、作成者によって重視されている要因として結果を述べることにする。

る際に重視されていると想定される要因として、もっとも回答が多かったものは、作成者と同じく、「経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」であった。続く2番目および3番目に多かったものも作成者と同じであり、順に、「シナジーが持続すると見込まれる期間」、「被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」となっている。

利用者についても、のれんの償却期間を決定する際に、作成者によって重視されている要因として回答がもっとも多かったものは、「経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」であった。この結果は作成者・監査人の結果と同様である。しかしながら、それ以下の順位は作成者・監査人と異なっていることが確認できる。まず、作成者・監査人の回答で2番目であった、「シナジーが持続すると見込まれる期間」が3番目となっていることがわかる。次に、利用者については「被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」が最下位となっていることがわかる。なお、利用者について、償却期間を決定する際に、作成者によって重視されている要因として2番目に多かった回答は、「関連する他の無形固定資産の耐用年数で」であった。この要因は、作成者・利用者ともに順位は4番目であった。

図表 10 のれんの償却期間の決定要因に関する回答の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体 N=327	のれん計上 N=192		
• 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間	1位 (90.21)	1位 (89.64)	1位 (76.54)	1位 (92.43)
• シナジーが持続すると見込まれる期間	2位 (79.21)	2位 (78.76)	3位 (55.56)	2位 (85.04)
• 被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間	3位 (59.63)	3位 (64.24)	5位 (48.15)	3位 (71.35)
• 関連する有形固定資産の耐用年数	5位 (23.85)	5位 (24.87)	4位 (55.55)	5位 (24.86)
• 関連する他の無形固定資産の耐用年数	4位 (32.72)	4位 (36.79)	2位 (56.79)	4位 (32.26)

(注)「①あてはまる」と「②どちらかというにあてはまる」を合わせた回答者数で順位付けを行っている。本図表は、徳賀他（2020）図表 2-10 および図表 2-29、山下他（2021）図表 3-5 にもとづいて作成。

以上の結果が示しているとおり、三者ともに、のれんの償却期間を決定する際に、作成者に重視されている要因として「経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」を選んだ回答

者がもっとも多くなっており、この点は三者の間で共通の認識となっているようである。また、本調査の結果について、作成者・監査人と利用者との回答の傾向が異なっている点も興味深い。作成者、そして監査人の方がのれんの償却期間の決定に関する実情に詳しいと考えることは自然であろうから、これらのグループと利用者との間で回答の傾向が異なることは、作成者および監査人³⁷と利用者との間に情報の非対称性が存在すること（利用者は作成者や監査人と異なり内部情報にアクセスできないことから、のれんの償却期間がどのように決められているかについて完全には知りえない）を示しているのかもしれない。

次に、三者比較を行うのは、のれんの償却期間の規定をどのようにするべきかに関する回答結果である。図表 11 に示されているとおり、作成者・利用者・監査人いずれの立場についても、「②画一的な償却期間を設けるべき」³⁸や「③償却期間に関する規定を設けるべきではない」と答えた回答者に比べて、「①償却期間の上限を設けるべき」と答えた回答者の方がはるかに多く、その割合は、作成者で 71.17% (70.98%)、利用者で 81.48%、そして監査人で 74.23%であった。のれんを規則的に償却する際には、現行の日本基準のように償却期間に上限を設ける形の規定が各回答者のグループから支持されていることがわかる。

なお、「③償却期間に関する規定を設けるべきではない」について、利用者や監査人からの支持が低くなっていることは、作成者による恣意的な償却期間の決定を防ぐという観点から、自然な結果だと考えられる。他方で、作成者についても③を支持する回答がそれほど多くはならなかったことに関しては、「一定程度の会計規制への需要（規律付けられた自由、ルールの枠内で説明責任を果たしているというお墨付きの必要性）が存在」（徳賀他、2020、48 頁）している可能性があることを、改めて指摘しておきたい。

さらに、以上の結果をふまえて、「①償却期間の上限を設けるべき」と答えた回答者が、具体的に何年を償却期間の上限とすべきだと考えているかについても三者比較の結果を確認しよう。その結果は図表 12 にまとめられているが、回答の傾向は、作成者と利用者・監査人との異なっていることが確認できるであろう。まず、作成者については「20 年」という回答がもっとも多く、次に多かったのは「10 年」であった。現行の日本基準の影響が考

³⁷ もちろん、作成者と監査人の間にも情報の非対称性の問題は存在する。この点については、監査人に対する調査の中でも、複数の回答者からの指摘があった（山下他、2021）。

³⁸ われわれは、三者の中でも、監査人には償却期間の決定において経営者の判断の余地を狭くしようとする傾向が強く、「②画一的な償却期間を設けるべき」を選択する回答者が、利用者・作成者よりも多くなるのではないかと考えた。なお、利用者も経営者による恣意的な償却期間の決定を回避しようとする考えかもしれないが、のれんの償却期間の決定は経営者固有の情報である可能性が高い。そのため利用者については「②画一的な償却期間を設けるべき」よりは、「①償却期間の上限を設けるべき」を選ぶ傾向があるのではないかと考えていた。しかし、本調査の結果は、予想に反して、三者の中で、監査人が「②画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ回答者の割合がもっとも低かった。これは、監査人のスタンスとして、経営者の（恣意的な）判断を避けるというよりも、のれんについてより実態を反映する会計処理の方が望ましいと考えているからかもしれない。関連して、監査人に対する質問票調査での自由記述回答から、のれんの性格について、その個性（固有性）を指摘する意見もみられた（山下他、2021、34 頁）。監査人は、のれんの実質は、個々ののれんごとに多様であることを意識しており、そのことが画一的な償却年数を支持した回答者が少なかった理由なのかもしれない。

えられるが、作成者では「20 年」を選んだ回答者が 56.96%（63.97%）に及んでいる。

図表 11 償却期間の規定に対する意見の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①償却期間の上限を設けるべき	232 (71.17)	137 (70.98)	66 (81.48)	412 (74.23)
②画一的な償却期間を設けるべき	36 (11.04)	20 (10.36)	8 (9.88)	45 (8.11)
③償却期間に関する規定を設けるべきではない	58 (17.79)	36 (18.65)	7 (8.64)	98 (17.66)
合計	326 (100.00)	193 (100.00)	81 (100.00)	555 (100.00)

（注）各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。本図表は、徳賀他（2020）図表 2-11 および図表 2-30、山下他（2021）図表 3-6 にもとづいて作成。

図表 12 望ましい償却期間の上限に関する三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
20 年	131 (56.96)	87 (63.97)	21 (31.82)	152 (36.89)
15 年	17 (7.39)	8 (5.88)	8 (12.12)	32 (7.77)
10 年	69 (30.00)	33 (24.26)	32 (48.48)	201 (48.79)
5 年	9 (3.91)	4 (2.94)	4 (6.06)	25 (6.07)
その他	4 (1.74)	4 (2.94)	1 (1.52)	2 (0.49)
合計	230 (100.00)	136 (100.00)	66 (100.00)	412 (100.00)

（注）各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。徳賀他（2020）図表 2-12 および図表 2-31、山下他（2021）図表 3-8 から作成。

他方で、利用者・監査人についてはもっとも多かった回答が「10 年」、次に多かった回答が「20 年」であった。「10 年」を選んだ利用者・監査人の回答者は、作成者の「20 年」のよ

うに 60%近くとまではいっていないが、ともに 50%弱（順に 48.48%と 48.79%）に及んでおり、上限として 20 年は長いと考えている利用者・監査人が多いことがうかがえる。もちろん「20 年」を選んだ回答者も、利用者では 31.82%、監査人では 36.89%おり、決して割合は低くない。しかしながら、作成者と利用者・監査人とでは、もっとも支持が多かった年数に違いがある点は注意をしておく必要がある。立場によって、より長い償却期間とより短い償却期間のいずれが望ましいと考えているかが異なっているという点は、今後の会計基準設定を考えるうえで重要なポイントといえる³⁹。

たとえば、過日行ったインタビュー調査では、大手金融機関の回答者より、自社の属する業界では、買収先の保有契約と成長予想の価値がのれんの価値を基礎づけているとなっている。保有契約であれば 10 年程度、また成長予想であれば 30 年程度の将来を見通すのは普通であるという回答（P-4）がえられている。大手監査人の回答者は、「M&A 独自の固有性が認められ、しかも参入障壁が高いケースについては、償却年数上限の 20 年が選択されるケースも存在する」（A-1）と回答していた。興味深いことに、事実として 20 年超の回収期間を見込んでいる事例が存在しているとした回答者も、20 年超の回収期間を望んでいるわけではなかった（P-4）。毎期の償却負担を軽減化しようとする動機から、経営者が実態よりも長めの償却期間を設定しようとする虞にてらして、同回答者も会計基準においては短めの償却期間（最長でも 20 年）を支持していた（P-4）。われわれがインタビューを行った作成者の中には、「財務的な健全性を担保することが重要だ」（P-3）と明言した作成者もみられた。

他方で利用者からは、20 年というまでもなく、10 年の償却期間でも長過ぎるという回答が複数寄せられた。自身の利用者としての経験にてらしてみるとき、環境変化が著しい今日、責任もって 10 年以上先を見通せる経営者はいないのではないか、というのがより短い償却期間を好む理由となっていた。同様の見解は監査人からも寄せられており、最も短い償却期間を望む監査人は 5 年で十分でないかと述べていた。また、公認会計士の業界団体（監査人）の回答者は、上限として 10 年を支持していた（A-2）。その理由として、企業の投資計画は 10 年程度が前提のはずである（A-2）と述べていた。

では、「②画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ回答者については、具体的に何年とすべきと考えているのであろうか。本調査の結果を**図表 13**から確認してみよう。この図表からわかるとおり、三者ともに、もっとも回答が多かったのは「10 年」であった。特に利用者や監査人については、それぞれ 50.00%、53.33%に及ぶ回答者がこの年数を挙げている

³⁹ 本調査の結果は、のれんを償却する期間がより長い（短い）方が、のれん価値の実態を適切に反映できるという議論だけではなく、より長い（短い）上限年数の方が、作成者が償却期間決定に際しての選択肢の「幅」を広く（狭く）することになるという議論とも関係しているかもしれない。たとえば、監査人や利用者比べて、作成者の方がより長い上限年数が望ましいと考えていることは、償却期間を決定する際の選択肢の幅を広くとりたいという動機もあるかもしれない。もちろん、利用者や監査人とは異なり、作成者の中に「20 年」を上限とすべきという意見が多いからといって、作成者が取得の実態とは無関係に単に選択の幅を広く取りたいということの意味しているわけではない。そこには投資回収やシナジーの持続に関して 20 年以上のものがあるからという作成者の実感や考えもあると思われる。

点は注目に値する。作成者についても、利用者・監査人に比べるとその割合は低くなっているものの、10年を選んだ回答者の割合が41.64%（45.00%）に及んでいる。次いで多かった回答は、三者ともに、「5年」を画一的な償却期間とすべきという意見であった。なお、作成者については画一的な償却期間として「20年」を選んだ回答者が13.89%（20.00%）いたものの、利用者については「20年」を選んだ回答者はおらず、監査人についてもそのような回答者は少なかった（8.89%）。以上の結果は、「何年以下」という形で上限を定める場合とは異なり、「20年」という年数は長すぎるということも示唆するものとなっているであろう。

図表 13 望ましい画一的な償却期間に関する三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
20 年	5 (13.89)	4 (20.00)	0 (0.00)	4 (8.89)
15 年	1 (2.78)	1 (5.00)	0 (0.00)	2 (4.44)
10 年	15 (41.67)	9 (45.00)	4 (50.00)	24 (53.33)
5 年	14 (38.89)	5 (25.00)	3 (37.50)	13 (28.89)
その他	1 (2.78)	1 (5.00)	1 (12.50)	2 (4.44)
合計	36 (100.00)	20 (100.00)	8 (100.00)	45 (100.00)

（注）各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。徳賀他（2020）図表 2-13 および図表 2-32、山下他（2021）図表 3-9 から作成。

すでに述べたとおり、作成者・利用者・監査人いずれについても、「②画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ回答者の数は、「①償却期間の上限を設けるべき」を選んだ回答者に比べ、かなり少ない。このことに注意しておく必要があるものの、本調査の結果は画一的な償却期間としては10年ないし5年が、作成者・利用者・監査人という利害関係者の間で首肯しうる年数だということを示唆している。

なお、われわれが行ったインタビュー調査では、ほとんどの回答者が一律の償却期間を画一的に適用することに反対していた。まず大手証券会社のアナリストからは、「償却期間の見積もりは企業業績に係る内部情報を含んでいる。それをえる手段が失われてしまうこと

から一律の償却期間とするのは望ましくない」(U-3) という見解が示された。また大手金融機関の回答者からは、「投資案件毎に予想される回収期間は異なっており、その事実を反映するためには償却期間の設定に関する裁量が必要」(P-4) という見解が示された。同様の見解は監査人からも複数示され、「一律に償却期間を決めてしまうと、その(決められた期間、たとえば、10 年)と予想される回収期間が近似するような M&A 案件しか実行されなくなり、会計基準が M&A の実態を歪めてしまう恐れがある」(A-1) という見解も示された。他方で画一の償却期間を支持する見解はほとんど聞かれなかったが、監査人のひとは、主として恣意性の排除という観点から一律の償却期間を支持していた (A-5)。

償却期間の規定に関する回答結果の三者比較の最後として、のれんの償却期間について例外規定を設けるべきか否かについての回答結果を確認する⁴⁰。図表 14 に示されている結果から、作成者・利用者・監査人いずれについても「②設けるべきではない」の方が「①設けるべき」よりも支持されていることがわかる。「②設けるべきではない」を支持した回答者の割合は、作成者に比べて、利用者・監査人の方が高くなっており、順に 63.51% (利用者)、68.49% (監査人) となっている。この結果からも作成者による裁量の余地を狭めたいと考えている利用者・監査人の姿が見てとれる。とはいえ、作成者についても 60%弱の回答者が例外規定を設けることを支持していないことは注目に値する。

前述の議論で述べたように、われわれは事前に作成者は利用者・監査人に比べればより多くの裁量を求めるのではないかと考えていたが、実際には、作成者の多くが、のれんの償却期間の決定において、無制限にそのような裁量を求めているわけではないことが示されている。その理由のひとつとして、作成者にとっては、例外を認めてもらうための反証作業が決して容易ではない(労力がかかる)という可能性を考えることができる。

図表 14 例外規定を設けることに対する意見の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①設けるべき	109 (41.44)	64 (41.83)	27 (36.49)	144 (31.51)
②設けるべきではない	154 (58.56)	89 (58.17)	47 (63.51)	313 (68.49)
合計	263 (100.00)	153 (100.00)	74 (100.00)	457 (100.00)

(注) 各列、上段に回答件数、下段に割合(%)が示されている。徳賀他(2020)図表 2-14 および図表 2-33、山下他(2021)図表 3-7 から作成。

⁴⁰ この質問は、償却期間の規定として「①償却期間の上限を設けるべき」または「②画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ回答者のみを対象としている。

第5節 フィードバック調査（インタビュー）

質問票調査における疑問を解明し、質問票調査では潜在していた論点を浮き彫りにするために訪問面接調査（インタビュー調査）を作成者、利用者、監査人に対して行った。調査対象は、作成者4件（製造業2社、金融機関2社）、利用者5件（エクイティのアナリスト2名、債券のアナリスト1名、業界団体2組織）、監査人7件（大手監査法人4件、準大手監査法人2件、業界団体1件）である。図表15（インタビュー訪問先一覧表）を参照せよ。

われわれが実施したインタビュー調査は、可能な限り、インタビューの対象者をその所属組織内で意思決定を左右できる人物（「エリート」）に限定している。また、実際の調査に際しては、半構造化調査のスタイルを採用した。半構造化調査とは、事前に質問票を作成して、インタビューに臨むものの、実際のインタビューの中で臨機応変に論点の重みづけを行い、回答者の関心の深い、あるいは精通した一部の論点について重点的に聞き取りを行うものである。これは、われわれの事前の認識には限界があるため、事前には予期しなかった展開からより多くの情報を引き出そうと考えたためである。

回答者の発言で有用と考えたものは、質問票調査の結果を深掘りするさいに、書き込んでいる。また、「おわりに」のところで、このインタビュー調査によって質問票調査における未解明の論点の中の何を解明できたのかを纏めている。

図表 15 インタビュー訪問先一覧表

訪問先カテゴリー	訪問先	会計基準	回答者	訪問日時	訪問者
作成者	P-1 大手製造企業	IFRS	財務担当者4名 (オンライン)	2020/11/10 16:30–17:30	徳賀・宮宇地・山下
	P-2 大手金融機関（銀行業）	IFRS	役員1名、財務・会計部門の担当者3名	2020/11/30 14:00–15:05	浅見・徳賀・米山
	P-3 大手製造企業	IFRS	役員1名	2020/12/1 14:00–15:05	浅見・徳賀・米山
	P-4 大手金融機関（保険業）	日本基準	役員1名、財務・経理部門の責任者3名	2020/12/1 15:30–16:35	浅見・徳賀
	P-5 大手総合商社	IFRS	財務・経理部門の責任者2名、担当者1名	2021/3/10 13:00–14:05	浅見・徳賀・米山

	P-6 大手通信会社（通信業）	IFRS	財務担当者 3 名 （オンライン）	2021/3/18 13:00－14:00	浅見・徳賀・米山
利用者	U-1 債券格付機関	N/C	役員 1 名	2020/11/17 10:30－12:00	浅見・徳賀・米山
	U-2 投資信託会社	N/C	役員 1 名	2020/11/17 13:30－14:35	浅見・徳賀・米山
	U-3 大手証券会社	N/C	役員 1 名	2020/11/17 15:30－16:35	浅見・徳賀・米山
	U-4 証券アナリストの業界団体	N/C	役員 2 名	2020/11/30 16:00－17:05	浅見・徳賀・米山
	U-5IR 業界の団体	N/C	役員 1 名	2020/12/1 12:00－13:05	浅見・徳賀・米山
監査人	A-1 大手監査法人	N/C	役員 1 名, パート ナ－2 名 役員 2 名, パート ナ－2 名	2020/12/1 10:00-11:05 2021/3/19 11:00－12:00	浅見・徳賀・米山 浅見・徳賀・米山
	A-2 公認会計士の業界団体	N/C	役員 1 名	2021/3/12 11:00－12:00	浅見・徳賀・米山
	A-3 大手監査法人	N/C	役員 1 名	2021/3/17 14:30－15:30	浅見・徳賀・米山
	A-4 大手監査法人	N/C	役員 1 名, パート ナ－1 名	2021/3/18 11:00－12:00	浅見・徳賀・米山
	A-5 大手監査法人	N/C	役員 1 名, パート ナ－2 名	2021/3/19 13:00－14:00	浅見・徳賀・米山
	A-6 準大手監査法人	N/C	役員 1 名, パート ナ－1 名	2021/3/19 16:15－17:15	浅見・徳賀・米山
	A-7 準大手監査法人	N/C	パートナー 1 名	2021/3/23 11:15－12:00	浅見・徳賀・山下・ 米山

第 4 章 おわりに

本稿では、われわれがのれんの会計処理について作成者・利用者（主としてアナリスト）・監査人それぞれに対して実施した調査（徳賀他，2020；山下他，2021）の回答結果をより深く検討するために、その三者比較を行った。本稿では主要な 3 つの論点に絞って、三者比較を実施したが、その主要な知見は、次のようにまとめることができる。

[望ましいのれんの会計処理とその理由]：

- 日本の作成者・利用者・監査人については、より望ましいのれんの会計処理として、「規則的償却＋減損処理」を支持する意見の方が、「減損処理のみ」を支持する意見よりも多かった。比較的意见が分かれていた利用者についても、回答者の 60%強によって「規則的償却＋減損処理」が支持されていた。なお、三者の中で、特に監査人において、「規則的償却＋減損処理」を支持する意見が多かった。日本においては、作成者と監査人によって「規則的償却＋減損処理」が強く支持されていることがわかる。
- 「減損処理のみ」を支持している回答者の中で、当該処理を支持する理由として「あてはまる」という回答が多かったものは、グループ間で順位に若干の違いがあるものの、「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」、「のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから」、および「のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」といった理由であった。利用者については「のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから」という理由も、「減損処理のみ」を支持する積極的な理由となっているようである。
- 「規則的償却＋減損処理」を支持している回答者の間では、作成者・利用者・監査人で違った傾向はみられるものの、「適切な期間配分によって収益と対応させるため」や「のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」といった理由が重視されていた。また、「他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから」（作成者・利用者）や「のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから」（監査人）も重視されていることがわかった。
- のれんの償却・非償却の議論では、「減損処理のみ」「規則的償却＋減損」処理のそれぞれの立場を支持する様々な理由について、並列的に列挙されることが多い（たとえば、IASB 2020）。これに対し、本調査の結果は、それらの理由間にも強弱（理由としてのものともらしさや重要性の有無）が存在することを明らかにしている。

[のれんの性格]：

- のれんの性格として、半永久的に（恒久的に）価値が維持される部分がどれほどあるかという質問については、三者ともに、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」や「④わからない」を支持した回答者は少なく、おおむね、「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」と「③半永久的に価値が維持される部分はない」との間で意見が分かれていた。ただし、上述の②と③でどちらの方がより多くの回答者によって支持されているかは、回答者グループによって異なっていた。すなわち、作成者については②と③は大体同じくらいの割合であったが、監査人については③の方が、利用者については②の方が支持されていた。特に、監査人について、のれんに半永久的に価値が維持されるという見方に懐疑的な意見が多いことが窺える。

- 本稿の追加的な分析は、のれんの性格の捉え方と望ましいのれんの会計処理方法に関する意見との間には、部分的ではあるものの、関連があることを示していた。すなわち、のれんの性格の捉え方が、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」から「③半永久的に価値が維持される部分はない」へと変化するにつれて、「規則的償却＋減損処理」を支持する回答の割合がより高くなる（「減損処理のみ」については逆に低くなる）傾向があることが確認できる⁴¹。ただし、この分析はあくまでも関連を示しているにすぎず、今後より一層の検討が必要な論点ではあるが、のれんの償却・非償却の議論の背後にのれんの性格の捉えた方の違いがある可能性を示唆しているかもしれない。

〔のれんの償却期間の規定〕：

- のれんの償却期間を決定する際に、作成者が重視していると考えられる要因としては、三者ともに、「経営者の計画にもとづく投資の回収期間」を選んだ回答者がもっとも多かった。それに加えて、作成者は「シナジーが持続すると見込まれる期間」や「被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」といった要因を重視しているようでもあった。
- この論点については、作成者と監査人の回答傾向が比較的類似していた一方で、利用者については残りの二者と回答傾向が異なっていた。この結果は、のれんの償却期間の決定要因について、その実態を知る作成者と監査を行う立場である監査人と比べて、利用者は企業内部の情報にアクセスすることが難しいという事実を反映している可能性がある⁴²。
- 償却期間の規定に関しては、作成者・利用者・監査人の三者ともに、その多く（いずれの回答者グループでも70%以上）が「償却期間の上限を設けるべき」という見解を支持していた。「償却期間の上限を設けるべき」と考えている回答者の間でもっとも支持されていた償却期間の上限年数は、作成者では20年、利用者・監査人では10年であった。なお、「画一的な償却期間を設けるべき」と考えている回答者の間でもっとも支持されていた一律の償却期間は、どの回答者グループでも10年であった。
- のれんの償却期間に例外規定を設けるべきかどうかについては、「設けるべきではない」という意見が三者ともにもっとも多かった。なお、この意見を支持した回答者の割合は監査人＞利用者＞作成者の順となっていた。のれんの償却期間については、経営者に裁量を認めることで、より実態にあった償却期間の設定が可能となると考えられることから、償却期間に制限を設けつつも、状況によっては例外を認める、という方法も合理

⁴¹ 第3節で述べているとおり、監査人については、作成者・利用者と異なる傾向が観察されている点に留意する必要がある。

⁴² もちろん、作成者と監査人の間でも情報の非対称性（情報格差）が存在し、後者は前者に対して情報劣位にあるといえる。

性があると考えられる。その一方で、裁量の余地が大きくなれば、それだけ作成者によって恣意的に償却期間が決定されるという懸念も大きくなる。作成者に対して情報劣位の立場にある監査人や利用者がそのような裁量を制限したいと考える傾向にあるとすれば、上述の結果は自然なものといえる。

本調査は、買入のれんの事後的な会計処理として、規則的償却を求める日本基準と減損処理のみを求める U.S. GAAP/IFRS とが併存し、いずれの会計基準を適用するかを企業が自由に選択できる（また、利用者や監査人は、どちらの会計基準下ののれんに関する会計情報も利用・監査する）という日本特有の制度的環境条件のもとで、のれんの会計処理に関する調査・研究を行ったものであった。

さらに、作成者・利用者・監査人のそれぞれの見解について、大規模な質問票調査を通じて、各主体の意見・見解を数値として測定し、比較することによってその異同を捉え、その回答の背後にある利害または専門的判断（信念を含む）を明らかにすることを試みたものであった。

その結果として、(1) 日本では、作成者・利用者・監査人の三者とも「規則的償却+減損処理」を支持する意見が多いこと、(2) 回答者が、「規則的償却+減損処理」「減損処理のみ」のいずれを支持するかは、のれんが半永久的に（恒久的に）価値が維持される部分がどれほどあるかの見解にかなりの程度依存していること、(3) 償却期間の規定に関しては、作成者・利用者・監査人の三者ともに、その多くが「償却期間の上限を設けるべき」という見解を支持し、もっとも支持されていた償却期間の上限年数は、作成者では 20 年、利用者・監査人では 10 年であったこと、といった知見を得られたことは、本調査の学術的な貢献である。

他方で、質問票調査のみでは、明らかにできないこともいくつか存在した。たとえば、(1) 三者とも のれんの事後的会計処理として「規則的償却+減損処理」を支持しているものの、なぜ利用者の支持度合いが相対的に低くなっているのかといったこと、(2) 「減損処理のみ」を支持する理由として「のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」は有力なものだったが、なぜ監査人の支持度合いが相対的に低いのかといったこと、あるいは (3) 三者とも、「償却期間の上限年数を設けるべき」という点では一致しながらも、具体的な年数では主体間でなぜこのような違いが生じたのか、といったことである。

これらの質問票調査で残された疑問点を解明するためのフィードバック調査として、訪問面接調査を行った。

上記の (1) に関しては、利用者へのインタビューでその答えとなる有力な情報を得ることができた。日本には、日本の大学等で会計学を学び、日本の証券会社等で実務経験を積んだアナリストと米国の大学で会計学を学び、および／または外資系の証券会社等で経験を積んだアナリストがいる (U-3, U4)。前者は、貸借対照表、損益計算書、およびキャッシュフローの全部を用いて投資判断を行っているが、後者はキャッシュフローのみを用いている (U-3, U4)。現在のところ、前者（会計情報全体を利用）が優勢であるが、後者（キャッ

シュフローのみ利用)が増加しており、いずれは後者が前者を凌駕するであろう(U-3, U4)とのこと。そのような状況において、日本の会計基準への「慣れ」、経団連や日本の会計基準設定主体による「刷り込み」もあり、前者の見解が優勢ではあるが、後者の見解にも強い支持があるのである。

上記の(2)に関しては、複数の作成者、利用者、監査人が述べているように、日本における会計教育および公認会計士試験による「刷り込み」が強い影響を与えているかもしれない(P-3, U-3, U-4, A-2)。日本では、大学等において自己創設のれんの計上を強く否定する教育が行われており、公認会計士試験のための学習においても重視されているからである。他方、作成者は、企業の業績としても企業価値としても、投資の全体で考えており、自己創設かどうかを考えながら経営を行っていないこと(P-2)、利用者もトータルでビジネスの価値をみており、その由来を区別してみてはいないことが、買い入れのれんの自己創設への変換を強く意識しない理由と考えられよう(U-2)。

上記の(3)に関しては、総じて作成者が長めの償却期間を好むのに対し、利用者と監査人は短めの償却期間を選択する傾向がみられた。実際に投資を行う作成者側は、買収に先立つ投下資金の回収計画において、20年を超えるような回収期間を見込むこともある。かれらの予測は相対的にみて楽観的となりがちである(P-4)。これに対し利用者は作成者のそうした傾向を見込んで、のれんの存続期間(その結果、償却期間)を短めに予測していた(U-1, U-3, U-4, U-5)。財務諸表の適正性を評価する監査人もまた、償却期間を保守的に評価しがちであった(A-1)。

ただし、インタビューでは件数に限界があるため、論点の深掘りはできたとしても、科学的な検証は極めて困難である。今後の科学的な検証が必要となる。本稿の貢献は、今後の実証研究等への精度の高い仮説を提示したことであろう。

参考文献

- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)・European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG)・Organismo Italiano di Contabilità (OIC) [2014] *Should Goodwill Still Not Be Amortised? Accounting and Disclosure for Goodwill*.
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) staff, and Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (HKICPA) staff [2020] *Goodwill: Improvements to Subsequent Accounting and an Update of the Quantitative Study*.
- Dye, R. A., and Sunder, Shyam [2001] “Why Not Allow FASB and IASB Standards to Compete in the U.S.?” *Accounting Horizons*, 15(3), pp.257-271.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2019] *Invitation to Comment—Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2020] *Minutes of July 15, 2020 Board Meeting on*

Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill.

- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2020] *Minutes of November 11, 2020 NonDecision-Making Board Meeting on Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill.*
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2020] *Minutes of December 16, 2020 Board Meeting on Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill.*
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2021] *Minutes of April 7, 2021 Board Meeting on Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill.*
- International Accounting Standards Board (IASB) [2004] *IFRS3: Business Combinations*. (企業会計基準委員会・財団法人財務会計基準機構(日本語訳監修) [2004]『国際財務報告基準書2004』レクサス・ネクスシスジャパン株式会社.)
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020] *Discussion Paper: Business Combinations – Disclosures, Goodwill and Impairment*. (国際会計基準審議会 (IASB) [2020]『ディスカッション・ペーパー：企業結合－開示、のれん及び減損』.)
- International Accounting Standards Board (IASB) staff [2021] *Staff Paper, March 2021 Agenda ref 18A: Project Goodwill and Impairment: Project Topic Overview of the Feedback on the Discussion Paper*.
- Linsmeier, T. J., and E. Wheeler [2020] “The Debate over Subsequent Accounting for Goodwill,” *Accounting Horizons*, forthcoming.
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃 [2020]『のれんの会計処理に関する調査』京都大学経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-18-004.
- 山下知晃・宮宇地俊岳・徳賀芳弘 [2021]『のれんの会計処理に関する調査：監査人の回答とその分析』京都大学経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-20-007.
- 山田浩史 [2019]「FASB コメント募集『のれん等の会計処理』に提出されたコメントの動向の分析(速報)～のれんの償却及び減損モデルの再導入への賛否など～」『週刊経営財務』No.3433 (2019年11月18日号), 16-34頁.
- 山田浩史 [2021]「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合－開示、のれん及び減損』に提出されたコメントの動向の分析(上)～のれん及び減損I～」『週刊経営財務』No.3501 (2021年4月5日号), 36-48頁.
- 米山正樹・徳賀芳弘・浅見裕子 (2021)『のれんの会計処理に関するインタビュー－質問表調査の回答結果に係る背景の探求－』学習院大学ディスカッションペーパーNo.20-1.

補論 A

本論では、「減損処理のみ」を支持した回答者と「規則的償却＋減損処理」を支持した回答者それぞれについて、その会計処理を支持した理由について比較した。この補論では、回答者が、のれんの会計処理として、「減損処理のみ」または「規則的償却＋減損処理」を支持した理由について、より詳細な回答結果を示すことにする。まず、「減損処理のみ」を支持した理由についての回答結果は次のとおりである。

図表 A1 「減損処理のみ」を支持する理由の三者比較

パネル A のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	36	51.43	20	55.56	9	34.62	29	70.73
②	24	34.29	11	30.56	14	53.85	7	17.07
①＋②	60	85.72	31	86.12	23	88.47	36	87.8
③	4	5.71	2	5.56	0	0.00	1	2.44
④	5	7.14	3	8.33	3	11.54	2	4.88
③＋④	9	12.85	5	13.89	3	11.54	3	7.32
⑤	1	1.43	0	0.00	0	0.00	2	4.88
合計	70	100.00	36	100.00	26	100.00	41	100.00

パネル B のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	27	38.57	15	41.67	10	38.46	17	41.46
②	31	44.29	17	47.22	13	50.00	13	31.71
①＋②	58	82.86	32	88.89	23	88.46	30	73.17
③	6	8.57	1	2.78	0	0.00	4	9.76
④	5	7.14	3	8.33	1	3.85	6	14.63
③＋④	11	15.71	4	11.11	1	3.85	10	24.39
⑤	1	1.43	0	0.00	2	7.69	1	2.44
合計	70	100.00	36	100.00	26	100.00	41	100.00

パネル C のれんの償却費や償却後ののれん残高は、財務諸表利用者にとって有用ではないから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	12	17.14	8	22.22	6	23.08	13	31.71
②	22	31.43	9	25.00	2	7.69	11	26.83
①＋②	34	48.57	17	47.22	8	30.77	24	58.54
③	12	17.14	7	19.44	8	30.77	6	14.63
④	17	24.29	9	25.00	8	30.77	9	21.95
③＋④	29	41.43	16	44.44	16	61.54	15	36.58
⑤	7	10.00	3	8.33	2	7.69	2	4.88
合計	70	100.00	36	100.00	26	100.00	41	100.00

パネル D 適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	37	52.86	21	58.33	18	69.23	22	53.66
②	25	35.71	11	30.56	7	26.92	13	31.71
①＋②	62	88.57	32	88.89	25	96.15	35	85.37
③	3	4.29	3	8.33	1	3.85	1	2.44
④	4	5.71	1	2.78	0	0.00	4	9.76
③＋④	7	10	4	11.11	1	3.85	5	12.2
⑤	1	1.43	0	0.00	0	0.00	1	2.44
合計	70	100.00	36	100.00	26	100.00	41	100.00

パネル E のれんの償却費の分だけ利益が小さくなってしまふから（作成者）／企業はのれんの償却費分だけ報告利益が小さくなることに否定的だから（監査人）

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	16	23.19	10	27.78	---	---	3	7.32
②	24	34.78	10	27.78	---	---	5	12.20

①+②	40	57.97	20	55.56	---	---	8	19.52
③	15	21.74	9	25.00	---	---	9	21.95
④	12	17.39	7	19.44	---	---	22	53.66
③+④	27	39.13	16	44.44	---	---	31	75.61
⑤	2	2.90	0	0.00	---	---	2	4.88
合計	69	100.00	36	100.00	---	---	41	100.00

パネル F のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから（利用者・監査人）

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	---	---	---	---	13	50.00	15	36.59
②	---	---	---	---	9	34.62	8	19.51
①＋②	---	---	---	---	22	84.62	23	56.1
③	---	---	---	---	2	7.69	6	14.63
④	---	---	---	---	2	7.69	11	26.83
③＋④	---	---	---	---	4	15.38	17	41.46
⑤	---	---	---	---	0	0.00	1	2.44
合計	---	---	---	---	26	100.00	41	100.00

パネル G のれんを償却しなくてよい他の企業との競争で不利な要因となるから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	15	21.43	9	25.00	---	---	---	---
②	23	32.86	10	27.78	---	---	---	---
①＋②	38	54.29	19	52.78	---	---	---	---
③	18	25.71	9	25.00	---	---	---	---
④	11	15.71	7	19.44	---	---	---	---
③＋④	29	41.42	16	44.44	---	---	---	---
⑤	3	4.29	1	2.78	---	---	---	---
合計	70	100.00	36	100.00	---	---	---	---

パネル H 規則的償却を認めると減損損失がもつシグナリング効果を低減させるから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	8	11.43	5	13.89	3	11.54	9	21.95
②	26	37.14	14	38.89	7	26.92	10	24.39
①＋②	34	48.57	19	52.78	10	38.46	19	46.34
③	16	22.86	7	19.44	7	26.92	11	26.83
④	14	20.00	7	19.44	5	19.23	9	21.95
③＋④	30	42.86	14	38.88	12	46.15	20	48.78
⑤	6	8.57	3	8.33	4	15.38	2	4.88
合計	70	100.00	36	100.00	26	100.00	41	100.00

(注) ①から⑤の数字はそれぞれ、①＝「あてはまる」、②＝「どちらかというにあてはまる」、③＝「どちらかというにあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」を表している。セルが「---」となっている場合は、その選択肢について調査が行われていないことを意味する。本図表は、徳賀他（2020）図表 2-8 および図表 2-27、山下他（2021）図表 3-3 から作成。

続いて、「規則的償却＋減損処理」を支持した理由に関する回答結果の詳細を示す。

図表 A2 「規則的償却＋減損処理」を支持する理由の三者比較

パネル A のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	97	29.66	66	34.38	31	38.27	348	62.70
②	154	47.09	85	44.27	34	41.98	148	26.67
①＋②	251	76.75	151	78.65	65	80.25	496	89.37
③	36	11.01	18	9.38	7	8.64	26	4.68
④	26	7.95	13	6.77	6	7.41	23	4.14
③＋④	62	18.96	31	16.15	13	16.05	49	8.82
⑤	14	4.28	10	5.21	3	3.70	10	1.80
合計	327	100.00	192	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル B 適切な期間配分によって収益と対応させるため

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	171	52.29	106	55.21	42	51.85	222	40.00
②	120	36.7	72	37.5	29	35.80	199	35.86
①+②	291	88.99	178	92.71	71	87.65	421	75.86
③	18	5.5	6	3.13	6	7.41	50	9.01
④	14	4.28	6	3.13	3	3.70	81	14.59
③+④	32	9.78	12	6.26	9	11.11	131	23.60
⑤	4	1.22	2	1.04	1	1.23	3	0.54
合計	327	100.00	192	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル C のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	50	15.29	32	16.67	21	25.93	238	42.88
②	157	48.01	89	46.35	40	49.38	201	36.22
①＋②	207	63.3	121	63.02	61	75.31	439	79.10
③	54	16.51	32	16.67	12	14.81	59	10.63
④	49	14.98	29	15.1	5	6.17	42	7.57
③＋④	103	31.49	61	31.77	17	20.98	101	18.20
⑤	17	5.20	10	5.21	3	3.70	15	2.70
合計	327	100.00	192	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル D 他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	69	21.23	48	25.13	33	40.74	144	25.95
②	160	49.23	92	48.17	38	46.91	170	30.63
①+②	229	70.46	140	73.3	71	87.65	314	56.58

③	56	17.23	29	15.18	4	4.94	115	20.72
④	32	9.85	17	8.9	5	6.17	111	20.00
③+④	88	27.08	46	24.08	9	11.11	226	40.72
⑤	8	2.46	5	2.62	1	1.23	15	2.70
合計	325	100.00	191	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル E 規則的償却は減損処理によって代替できないから

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	53	16.21	30	15.63	27	33.33	157	28.29
②	136	41.59	88	45.83	28	34.57	195	35.14
①＋②	189	57.8	118	61.46	55	67.9	352	63.43
③	66	20.18	33	17.19	15	18.52	88	15.86
④	39	11.93	21	10.94	8	9.88	95	17.12
③＋④	105	32.11	54	28.13	23	28.4	183	32.98
⑤	33	10.09	20	10.42	3	3.70	20	3.60
合計	327	100.00	192	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル F より慎重な合併・買収 (M&A) の意思決定が促されるため

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	61	18.71	42	21.99	27	33.33	83	14.95
②	113	34.66	74	38.74	21	25.93	128	23.06
①＋②	174	53.37	116	60.73	48	59.26	211	38.01
③	73	22.39	38	19.9	11	13.58	127	22.88
④	54	16.56	23	12.04	17	20.99	182	32.79
③＋④	127	38.95	61	31.94	28	34.57	309	55.67
⑤	25	7.67	14	7.33	5	6.17	35	6.31
合計	326	100.00	191	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル G 減損処理のコストが軽減されるため

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	58	17.79	31	16.23	12	14.81	100	18.02
②	109	33.44	66	34.55	21	25.93	138	24.86
①＋②	167	51.23	97	50.78	33	40.74	238	42.88
③	83	25.46	53	27.75	20	24.69	116	20.90
④	67	20.55	35	18.32	23	28.40	184	33.15
③＋④	150	46.01	88	46.07	43	53.09	300	54.05
⑤	9	2.76	6	3.14	5	6.17	17	3.06
合計	326	100.00	191	100.00	81	100.00	555	100.00

(注) ①から⑤の数字はそれぞれ、①＝「あてはまる」、②＝「どちらかというにあてはまる」、③＝「どちらかというにあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」を表している。セルが「---」となっている場合は、その選択肢について調査が行われていないことを意味する。本図表は、徳賀他（2020）図表 2-9 および図表 2-28、山下他（2021）図表 3-4 から作成。

補論 B

この補論では、本論で検討した「のれんの償却期間の決定要因に関する回答の三者比較」の回答結果について、本論では割愛した部分（たとえば、それぞれの要因について「③どちらかというにあてはまる」や「④あてはまらない」を選んだ回答者の割合）を含め、より詳しい回答結果を示す。

図表 B1 のれんの償却期間の決定要因に関する回答の三者比較

パネル A 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	166	50.76	101	52.33	27	33.33	330	59.46
②	129	39.45	72	37.31	35	43.21	183	32.97
①＋②	295	90.21	173	89.64	62	76.54	513	92.43
③	22	6.73	13	6.74	11	13.58	21	3.78
④	8	2.45	5	2.59	6	7.41	21	3.78
③＋④	30	9.18	18	9.33	17	20.99	42	7.56
⑤	2	0.61	2	1.04	2	2.47	0	0.00
合計	327	100.00	193	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル B シナジーが持続すると見込まれる期間

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	101	30.89	60	31.09	11	13.58	245	44.14
②	158	48.32	92	47.67	34	41.98	227	40.90
①＋②	259	79.21	152	78.76	45	55.56	472	85.04
③	42	12.84	24	12.44	23	28.40	48	8.65
④	17	5.2	9	4.66	11	13.58	23	4.14
③＋④	59	18.04	33	17.1	34	41.98	71	12.79
⑤	9	2.75	8	4.15	2	2.47	12	2.16
合計	327	100.00	193	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル C 被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	50	15.29	30	15.54	15	18.52	162	29.19
②	145	44.34	94	48.7	24	29.63	234	42.16
①＋②	195	59.63	124	64.24	39	48.15	396	71.35
③	85	25.99	47	24.35	33	40.74	103	18.56
④	33	10.09	16	8.29	6	7.41	46	8.29
③＋④	118	36.08	63	32.64	39	48.15	149	26.85
⑤	14	4.28	6	3.11	3	3.70	10	1.80
合計	327	100.00	193	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル D 関連する有形固定資産の耐用年数

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	14	4.28	9	4.66	12	14.81	27	4.86
②	64	19.57	39	20.21	33	40.74	111	20.00
①＋②	78	23.85	48	24.87	45	55.55	138	24.86
③	135	41.28	76	39.38	20	24.69	211	38.02
④	95	29.05	56	29.02	14	17.28	187	33.69
③＋④	230	70.33	132	68.4	34	41.97	398	71.71
⑤	19	5.81	13	6.74	2	2.47	19	3.42
合計	327	100.00	193	100.00	81	100.00	555	100.00

パネル E 関連する他の無形固定資産の耐用年数

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①	17	5.2	12	6.22	12	14.81	35	6.31
②	90	27.52	59	30.57	34	41.98	144	25.95
①+②	107	32.72	71	36.79	46	56.79	179	32.26

③	123	37.61	66	34.20	20	24.69	198	35.68
④	81	24.77	46	23.83	11	13.58	161	29.01
③+④	204	62.38	112	58.03	31	38.27	359	64.69
⑤	16	4.89	10	5.18	4	4.94	17	3.06
合計	327	100.00	193	100.00	81	100.00	555	100.00

(注) ①から⑤の数字はそれぞれ、①＝「あてはまる」、②＝「どちらかというにあてはまる」、③＝「どちらかというにあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」を表している。本図表は、徳賀他（2020）図表 2-10 および図表 2-29、山下他（2021）図表 3-5 にもとづいて作成。

補論 C

この補論では、本論では取り上げなかった三者共通の論点について、三者の回答を比較した結果を簡潔に紹介する。最初に紹介するのは、のれんの構成要素について、本調査が行った質問への回答結果の比較である。以下の質問は、本文中で取り上げたのれんの性格に関する質問で、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」と「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」を選択した回答者を対象としている。

図表 C1 のれんの構成要素に関する回答結果

パネル A ブランド

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減価する	8	4.10	5	4.35	13	16.67	25	9.88
②おおむね減価 する	60	30.77	38	33.04	15	19.23	94	37.15
①+②	68	34.87	43	37.39	28	35.9	119	47.03
③おおむね減価 しない	84	43.08	48	41.74	35	44.87	79	31.23
④減価しない	28	14.36	15	13.04	9	11.54	22	8.70
③+④	112	57.44	63	54.78	44	56.41	101	39.93
⑤わからない	9	4.62	4	3.48	4	5.13	11	4.35
⑥のれんの構成 要素ではない	6	3.08	5	4.35	2	2.56	22	8.70
合計	195	100.00	115	100.00	78	100.00	253	100.00

パネル B 営業上のノウハウ

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減価する	26	13.33	18	15.65	19	24.36	65	25.69
②おおむね減価 する	98	50.26	55	47.83	27	34.62	139	54.94
①+②	124	63.59	73	63.48	46	58.98	204	80.63

③おおむね減価 しない	47	24.10	29	25.22	22	28.21	15	5.93
④減価しない	14	7.18	7	6.09	3	3.85	14	5.53
③+④	61	31.28	36	31.31	25	32.06	29	11.46
⑤わからない	2	1.03	1	0.87	4	5.13	10	3.95
⑥のれんの構成 要素ではない	8	4.10	5	4.35	3	3.85	10	3.95
合計	195	100.00	115	100.00	78	100.00	253	100.00

パネルC 独自の技術

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減価する	33	16.92	23	20.0	19	24.36	66	26.09
②おおむね減価 する	103	52.82	59	51.3	37	47.44	129	50.99
①+②	136	69.74	82	71.3	56	71.8	195	77.08
③おおむね減価 しない	38	19.49	22	19.1	14	17.95	33	13.04
④減価しない	12	6.15	4	3.5	2	2.56	6	2.37
③+④	50	25.64	26	22.61	16	20.51	39	15.41
⑤わからない	5	2.56	3	2.6	4	5.13	6	2.37
⑥のれんの構成 要素ではない	4	2.05	4	3.5	2	2.56	13	5.14
合計	195	100.00	115	100.0	78	100.00	253	100.00

パネルD ビジネス・モデル

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減価する	35	17.95	24	20.87	18	23.08	75	29.64
②おおむね減価 する	103	52.82	61	53.04	33	42.31	138	54.55
①+②	138	70.77	85	73.91	51	65.39	213	84.19

③おおむね減価 しない	33	16.92	20	17.39	14	17.95	15	5.93
④減価しない	10	5.13	4	3.48	3	3.85	5	1.98
③+④	43	22.05	24	20.87	17	21.8	20	7.91
⑤わからない	6	3.08	2	1.74	5	6.41	12	4.74
⑥のれんの構成 要素ではない	8	4.10	4	3.48	5	6.41	8	3.16
合計	195	100.00	115	100.00	78	100.00	253	100.00

パパネル E 人的資源

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減価する	34	17.44	22	19.13	14	17.95	69	27.27
②おおむね減価 する	72	36.92	47	40.87	38	48.72	119	47.04
①+②	106	54.36	69	60	52	66.67	188	74.31
③おおむね減価 しない	40	20.51	24	20.87	15	19.23	27	10.67
④減価しない	16	8.21	8	6.96	1	1.28	9	3.56
③+④	56	28.72	32	27.83	16	20.51	36	14.23
⑤わからない	18	9.23	7	6.09	8	10.26	18	7.11
⑥のれんの構成 要素ではない	15	7.69	7	6.09	2	2.56	11	4.35
合計	195	100.00	115	100.00	78	100.00	253	100.00

パネル F 立地条件

	作成者							
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減価する	10	5.13	6	5.22	10	12.82	29	11.46
②おおむね減価 する	46	23.59	32	27.83	20	25.64	71	28.06
①+②	56	28.72	38	33.05	30	38.46	100	39.52

③おおむね減価しない	68	34.87	41	35.65	27	34.62	72	28.46
④減価しない	17	8.72	10	8.70	4	5.13	18	7.11
③+④	85	43.59	51	44.35	31	39.75	90	35.57
⑤わからない	21	10.77	7	6.09	7	8.97	33	13.04
⑥のれんの構成要素ではない	33	16.92	19	16.52	10	12.82	30	11.86
合計	195	100.00	115	100.00	78	100.00	253	100.00

(注) 本図表は、徳賀他（2020）図表 2-16 および図表 2-35、山下他（2021）図表 3-11 に基づいて作成。

図表 C1 の結果が示しているように、本稿で取り上げた要素について、作成者・利用者に比べて、監査人は「減価する」および「おおむね減価する」を選択する回答者の割合が高くなっていることがわかる。この結果は、監査人が他の 2 つのグループに比べて、のれんの価値に半永久的に価値が維持される部分はない（少ない）と考える傾向があることとも整合する。監査人はのれんに含まれている要素が何であれ、その価値の減価について、より厳しくみているということかもしれない。この結果も監査人と作成者・利用者の間に異なる見解があることを窺わせる結果になっている。

続いて、日本基準や国際的な会計基準（米国基準と IFRS）で認められている 2 つの会計処理（「減損処理のみ」と「規則的償却+減損処理」）に加えて、これらの処理を組み合わせた代替的なのれんの会計処理方法を考慮した場合に、どの会計処理が望ましいかという質問について回答結果を比較する。なお、この質問では、「どちらでも構わない」は選択肢から除き、「減損処理のみ（非償却）または規則的償却+減損処理の任意選択」と「買収案件ごとに一定の条件を満たしたのれんは非償却とし、それ以外は規則的に償却」を代替的な処理方法として、選択肢に加えている。

図表 C2 他の代替的選択肢を含めた場合における望ましいのれんの会計処理

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減損処理のみ (非償却)	50	11.31	27	10.84	24	18.46	39	6.29
②規則的償却+ 減損処理	259	58.60	155	62.25	72	55.38	494	79.68

③減損処理のみ (非償却) また は規則的償却+ 減損処理の任意 選択	67	15.16	34	13.65	12	9.23	15	2.42
④買収案件ごと に一定の条件を 満たしたのれん は非償却とし、 それ以外は規則 的に償却	66	14.93	33	13.25	22	16.92	72	11.61
合計	442	100.00	249	100.00	130	100.00	620	100.00

(注) 本図表は、徳賀他 (2020) 図表 2-17 および図表 2-39、山下他 (2021) 図表 3-21 にもとづいて作成。

図表 C2 からわかるとおり、作成者・利用者・監査人いずれについても、「②規則的償却+減損処理」がより望ましいとする回答が多かった。すなわち、現行の会計ルール（「減損処理のみ」と「規則的償却+減損処理」）以外の選択肢を考慮した場合でも、図表 3 同様、すべての利害関係者グループで「規則的償却+減損処理」を支持する意見が多数派を占めていることがわかる。ただし、「②規則的償却+減損処理」が望ましいと答えた回答者の割合は、監査人>作成者（「全体」と「のれん計上企業のみ」の両方）>利用者であり、利用者と監査人とでは、24.30%の差があることがわかる。やはり、三者の中では、監査人による、のれんの償却への支持が大きいことがわかる。

加えて、図表 C2 の結果で注目したいのは、「③減損処理のみ（非償却）または規則的償却+減損処理の任意選択」を選択した回答者の割合の違いである。③はこの質問で選択肢に加えたものであるが、作成者と監査人では一定程度（作成者については全体で 15.16%、のれん計上企業のみで 13.65%）、この処理を望ましいと考える回答者がいることがわかるが、監査人ではわずか 2.42%にとどまっている。この結果は、ある種のステレオタイプな監査人に対する見方（作成者による裁量の余地を嫌う）と整合的だと解釈することができる。なお、利用者と監査人については、「④買収案件ごとに一定の条件を満たしたのれんは非償却とし、それ以外は規則的に償却」よりも「③減損処理のみ（非償却）または規則的償却+減損処理の任意選択」を選んだ回答者の割合が高くなっている点も興味深い。この結果からも、のれんの会計処理について、作成者側に大きな裁量を与えるよりは、一定程度の線引きを望む、利用者・監査人の姿がみてとれる。

今度は、現行の会計ルール（「減損処理のみ」と「規則的償却+減損処理」）以外に、歴史的に存在していた、ないし、論理的に考えられるのれんの会計処理について、本調査で行った質問への回答結果を比較する。具体的には、次の 5 つの選択肢－「1. 減損処理なしの非

償却(取得原価のまま)」、「2. 減損処理なしの規則的償却」、「3. 時価による継続的再評価(評価差額は純損益に反映)」、「4. 即時の一括費用計上」、および、「5. 剰余金(資本)との相殺消去」－について回答者の見解を尋ねた。

図表 C3 歴史的・論理的にありうる他ののれんの会計処理に対する評価
パネル A 減損処理なしの非償却(取得原価のまま)

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①望ましい	24	5.43	15	6.05	13	10.00	9	1.45
②どちらかとい うと望ましい	21	4.75	10	4.03	3	2.31	12	1.94
①+②	45	10.18	25	10.08	16	12.31	21	3.39
③どちらかとい うと望ましくな い	123	27.83	62	25.00	26	20.00	59	9.52
④望ましくない	255	57.69	154	62.10	86	66.15	531	85.65
③+④	378	85.52	216	87.1	112	86.15	590	95.17
⑤わからない	19	4.30	7	2.82	2	1.54	9	1.45
合計	442	100.00	248	100.00	130	100.00	620	100.00

パネル B 減損処理なしの規則的償却

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①望ましい	36	8.14	17	6.85	7	5.38	23	3.71

②どちらかとい うと望ましい	119	26.92	60	24.19	18	13.85	81	13.06
①+②	155	35.06	77	31.04	25	19.23	104	16.77
③どちらかとい うと望ましくな い	149	33.71	93	37.50	49	37.69	144	23.23
④望ましくない	119	26.92	71	28.63	52	40.00	367	59.19
③+④	268	60.63	164	66.13	101	77.69	511	82.42
⑤わからない	19	4.30	7	2.82	4	3.08	5	0.81
合計	442	100.00	248	100.00	130	100.00	620	100.00

パネル C 時価による継続的再評価（評価差額は純損益に反映）

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①望ましい	14	3.17	5	2.02	13	10.00	20	3.23
②どちらかとい うと望ましい	70	15.84	40	16.13	38	29.23	84	13.55
①+②	84	19.01	45	18.15	51	39.23	104	16.78
③どちらかとい うと望ましくな い	145	32.81	71	28.63	32	24.62	174	28.06
④望ましくない	178	40.27	118	47.58	39	30.00	315	50.81
③+④	323	73.08	189	76.21	71	54.62	489	78.87

⑤わからない	35	7.92	14	5.65	8	6.15	27	4.35
合計	442	100.00	248	100.00	130	100.00	620	100.00

パネル D 即時の一括費用計上

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①望ましい	11	2.49	5	2.02	12	9.23	26	4.19
②どちらかとい うと望ましい	44	9.95	22	8.87	32	24.62	75	12.10
①+②	55	12.44	27	10.89	44	33.85	101	16.29
③どちらかとい うと望ましくな い	129	29.19	67	27.02	31	23.85	158	25.48
④望ましくない	233	52.71	142	57.26	47	36.15	348	56.13
③+④	362	81.90	209	84.28	78	60	506	81.61
⑤わからない	25	5.66	12	4.84	8	6.15	13	2.10
合計	442	100.00	248	100.00	130	100.00	620	100.00

パネル E 剰余金（資本）との相殺消去

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①望ましい	14	3.17	6	2.42	5	3.85	17	2.74

②どちらかとい うと望ましい	67	15.16	42	16.94	27	20.77	77	12.42
①+②	81	18.33	48	19.36	32	24.62	94	15.16
③どちらかとい うと望ましくな い	113	25.57	61	24.60	33	25.38	121	19.52
④望ましくない	167	37.78	102	41.13	43	33.08	357	57.58
③+④	280	63.35	163	65.73	76	58.46	478	77.10
⑤わからない	81	18.33	37	14.92	22	16.92	48	7.74
合計	442	100.00	248	100.00	130	100.00	620	100.00

(注) 本図表は、徳賀他（2020）図表 2-20 および図表 2-40、山下他（2021）図表 3-23 にもとづいて作成。

図表 C3 に示されているとおり、すべての会計処理について、作成者・利用者・監査人の大半が望ましい（ここでも「①望ましい」と「②どちらかという望ましい」を合わせて考えている）と評価しているものはなかった。

興味深いのは、パネル B に示した、「減損処理なしの規則的償却」の結果である。この処理方法について、望ましくない（これも「③どちらかという望ましくない」と「④望ましくない」を合わせて考える）とした回答者の割合は、監査人>利用者>作成者（全体・のれん計上企業のみ）となっていることがわかる。監査人と作成者（全体の結果に注目）で、その差は 21.79%となっている（監査人と利用者では 4.73%の差であった）。この結果は、作成者よりも監査人の方が減損処理の必要性を感じている回答者が多いということを表しているかもしれない。

本調査では、のれん控除後純資産の開示が減損認識の適時性に影響を与えるか、また、どのようなのれんの会計処理を行うか（償却するか否か）が、企業の M&A 行動に影響を与える可能性があるかについても、共通のトピックスとして調査を行っていた。以下では、これらの回答結果を順に比較していく。

まず、のれん控除後純資産の開示が、その減損認識の適時性を高めるプレッシャーとなるかについて、各利害関係者グループの回答は図表 C4 に示されているとおりとなった。

図表 C4 のれん控除後純資産の開示が減損の適時性に与える影響

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促す	17	3.82	9	3.61	25	19.23	37	5.97
②どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことになる	94	21.12	46	18.47	35	26.92	131	21.13
①+②	111	24.94	55	22.08	60	46.15	168	27.10
③どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない	107	24.04	65	26.1	13	10.00	98	15.81
④減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない	157	35.28	102	40.96	36	27.69	287	46.29
③+④	264	59.32	167	67.06	49	37.69	385	62.10
⑤わからない	70	15.73	27	10.84	21	16.15	67	10.81
合計	445	100.00	249	100	130	100.00	620	100.00

(注) (注) 本図表は、徳賀他（2020）図表 2-21 および図表 2-41、山下他（2021）図表 3-20 にもとづいて作成。

図表 C4 からわかるのは、作成者・監査人と利用者の間の見解の違いである。作成者・利用者については、のれん控除後純資産を開示することになるからといって、それが減損認識をより適時に行わせるような圧力となりうるとはみなしていない回答者が過半数を占めていることがわかる。他方で、利用者については、そのような開示が減損認識のタイミングをより適時にすると考えている回答者が半数近く（46.15%）おり、そのような開示によって減損認識のタイミングは適時にならないと考えている回答者（「⑤わからない」は除く）の割合を上回っていることが確認できる。

最後に、のれんを償却するか、非償却とするかが、企業の M&A の意思決定に影響を及ぼすかどうかについて、三者の見解を比較する。その結果は図表 C5 にまとめられている。

図表 C5 のれんを償却するかどうか企業が M&A に及ぼす影響

	作成者				利用者		監査人	
	全体		のれん計上					
	N	%	N	%	N	%	N	%
①影響を及ぼす可能性が高い	88	19.78	57	22.89	55	42.31	358	57.74
②どちらかというど影響を及ぼす可能性が高い	162	36.40	89	35.74	54	41.54	195	31.45
①+②	250	56.18	146	58.63	109	83.85	553	89.19
③どちらかというど影響を及ぼす可能性は低い	119	26.74	69	27.71	12	9.23	35	5.65
④影響を及ぼす可能性は低い	59	13.26	31	12.45	6	4.62	17	2.74
③+④	178	40.00	100	40.16	18	13.85	52	8.39
⑤ わからない	17	3.82	3	1.20	3	2.31	15	2.42
合計	445	100.00	249	100.00	130	100	620	100.00

（注）本図表は、徳賀他（2020）図表 2-22 および図表 2-42、山下他（2021）図表 3-24 にもとづいて作成。

図表 C5 からわかるとおり、のれんを償却するか否かが M&A の意思決定に影響を及ぼすかどうかについて、作成者と利用者・監査人とは異なる回答傾向が確認できる。作成者については、半数以上が影響を及ぼす可能性があると考えている一方で、影響を及ぼす可能性は低いと考えている回答者も 40%に及んでいる（全体では 40.00%、のれん計上企業で 40.16%）⁴³。他方で、利用者と監査人はそれぞれ 83.85%、89.19%の回答者がのれんを償却するか否かが M&A の意思決定に影響を及ぼすと考えていた。とりわけ、図表 C5 が示しているように、作成者と監査人を比べた場合、後者の方が「影響を及ぼす可能性がある」と考える傾向にあることは興味深い発見事項といえる。

⁴³ 質問では「のれんを規則的に償却するか、非償却とするかは、一般的に企業の合併・買収（M&A）に関する意思決定に影響すると思われますか」という尋ね方をしていたものの、作成者は回答の際に自社の状況を考慮して回答を行った可能性も考えられる。